



# 一関市障がい者プラン 2018

---

第3期一関市障がい者福祉計画

【平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度）】

第5期一関市障がい福祉計画

【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】

第1期一関市障がい児福祉計画

【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】

共に支え合い いきいきと暮らせる  
いわいの郷づくり

平成30年（2018年）3月

一関市保健福祉部福祉課





## はじめに

今日、障がいのある方々を取り巻く環境は、障がい者ご本人や家族介護者の高齢化の進行、障がいの重度・重複化等の課題があり、障がい福祉サービスに求められるニーズは、より複雑で多様化してきております。

このような状況を踏まえ、本市では、これまでの障がい福祉関連計画が期間終了を迎えることから、このたび、「第3期一関市障がい者計画」、「第5期一関市障がい福祉計画」、「第1期一関市障がい児福祉計画」の3つの福祉計画を「一関市障がい者プラン2018」として一体的に策定したところであり、求められるニーズに的確に対応し、障がいのある方が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現できるよう、多様な施策を展開してまいります。

計画策定にあたっては、障がいのある方々へのアンケート調査や障がい関係団体の皆様との意見交換会等において、ご意見、ご提言をいただきながら、計画へ反映するよう努めたほか、一関地区障害者地域自立支援協議会で審議をいただいております。

本計画の策定にあたって、ご協力をいただいた皆様にお礼を申し上げますとともに、「共に支えあい いきいきと暮らせる 地域共生社会」の実現に向けて、市民並びに関係機関・団体の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成30（2018）年3月

一関市長 勝 部 修



# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画の基本事項 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の点検・評価と見直し .....	3
第2章 障がい者（児）をとりまく状況 .....	4
1 障がい者（児）の動向 .....	4
2 相談支援体制について .....	9
3 保健・療育支援体制について .....	11
4 障がいに配慮した医療制度について .....	15
5 就労・社会参加活動について .....	16
6 障がい福祉サービスについて .....	18

## 第2部 第3期障がい者福祉計画

第1章 障がい者福祉計画について .....	21
1 計画の基本目標 .....	21
2 計画の対象者 .....	21
3 基本的施策の方向性 .....	21
4 施策推進の体系 .....	22
第2章 施策の展開 .....	23
基本的施策1 権利擁護・相談支援体制の充実 .....	23
基本的施策2 ライフステージに応じた支援 .....	26
基本的施策3 自立と社会参加の促進 .....	28
基本的施策4 安心して暮らせる地域づくり .....	31

## 第3部 第5期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画について .....	36
1 基本方針 .....	36
2 基本的理念 .....	36
第2章 第4期障がい福祉計画の実績について .....	38
1 平成29年度末における数値目標に対する達成状況 .....	38
2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況 .....	40

3	地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況.....	43
第3章	第5期における成果目標の設定とサービスの見込み量.....	48
1	地域移行と一般就労移行の数値目標.....	48
2	障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策.....	52
3	地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策.....	55
第4部	第1期障がい児福祉計画	
第1章	障がい児福祉計画について.....	64
1	基本方針.....	64
2	基本的理念.....	64
第2章	第1期障がい児福祉計画における成果目標の設定.....	65
1	障がい児支援の提供体制の充実.....	65
第3章	計画期間におけるサービスの見込み量.....	67
第5部	計画の推進	
第1章	計画の推進体制.....	70
資料	～アンケート調査概要報告～	
1	調査の概要.....	71
2	調査結果.....	72
3	調査結果を受けての考察.....	76



---

# 第1部 総論

---



---

---

## 第1章 計画の基本事項

---

---

### 1 計画策定の趣旨

- 一関市では、平成19年3月に、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした「第1期一関市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。
- 平成24年3月には「第2期一関市障がい者福祉計画」として見直し、合わせて「第3期一関市障がい福祉計画」を策定し、一関地区障害者地域自立支援協議会との連携のもと、相談支援の充実や福祉施設入所者等の地域生活移行や就労支援について重点的に取り組んできたところです。  
また、平成27年3月には「第3期障がい福祉計画」の計画期間が終了するため、「第4期一関市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス提供の確保に向け取り組んできたところです。
- このたび、「第2期一関市障がい者福祉計画」及び「第4期一関市障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度末で終了を迎えるため、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するために、「第3期一関市障がい者福祉計画」と「第5期一関市障がい福祉計画」を策定するものです。  
また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、市町村障害児福祉計画の作成が義務付けられたことから、障がい児福祉サービスなどの見込み量を定める「第1期一関市障がい児福祉計画」もあわせて策定するものです。

※改元が予定されているところですが、新元号が未定のため、本計画では「平成」の元号を使用し、策定しております。

## 2 計画の位置づけ

- 「第3期一関市障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の3つの計画をもって、『一関市障がい者プラン2018』という名称とします。
- 3つの計画の法定上の位置づけは、次のとおりです。
  - 障がい者福祉計画（障害者基本法 第11条 第3項）
 

⇒主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。
  - 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）
 

⇒主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。
  - 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
 

⇒障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。

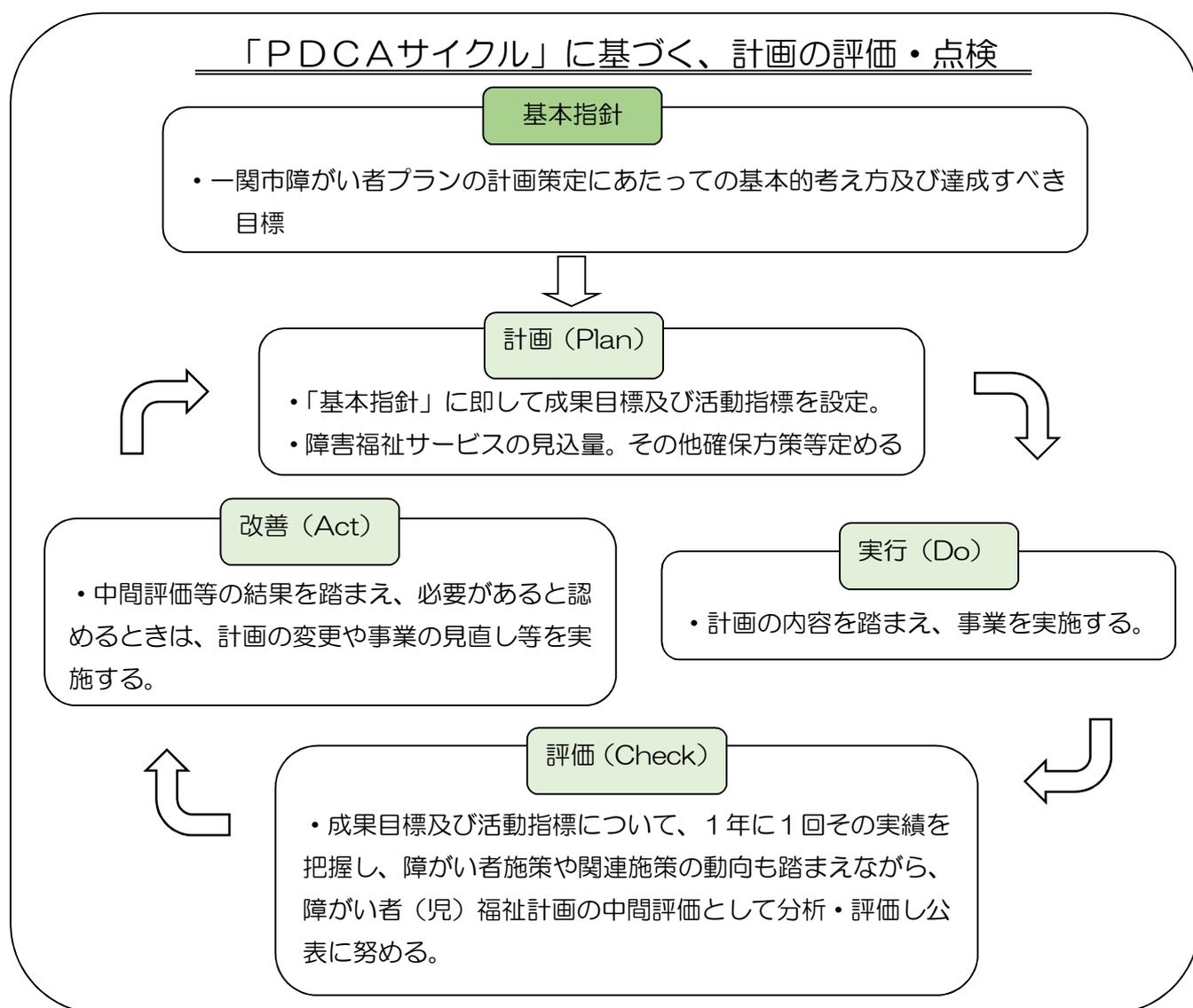
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	
一関市障がい者福祉計画	第2期 H24～H29年度 まで6年間			一関市障がい者プラン 2018	第3期 H30～H35年度まで6年間					
一関市障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画			
一関市障がい児福祉計画				第1期計画			第2期計画			

## 3 計画の期間

- 「第3期一関市障がい者福祉計画」は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）を目標年次とする6か年計画とします。
- 「第5期一関市障がい福祉計画」と「第1期一関市障がい児福祉計画」は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年計画とします。

## 4 計画の点検・評価と見直し

- この計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、一関地区障害者地域自立支援協議会において計画の進捗状況の点検及び評価を行います。
- また、現在進められている国の制度改革の動向を踏まえ、新たな障がい者制度に対応できるよう必要に応じ、中間見直しを行います。
- この計画の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」部分については、3か年の計画期間終了時に見直しを行い、平成33年度から平成35年度の次期の計画を策定します。



---

---

## 第2章 障がい者（児）をとりまく状況

---

---

### 1 障がい者（児）の動向

#### （1）「障がい者（児）」の定義

本計画の障がい者（児）の定義は以下のとおりです。

##### ■障がい者とは

身体障がい者、知的障がい者、又は、精神障がいがあるため継続的に日常生活また社会生活に相当な制限をうける者。〔障害者基本法 第2条〕

##### ■身体障がい者とは

視覚障がい、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸等の内部機能の障がいがある18歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。〔身体障害者福祉法 第4条〕

##### ■知的障がい者とは

何らかの原因で脳に障がいを持ち、知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。

##### ■精神障がい者とは

総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する者。〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条〕

##### ■障がい児とは

身体に障がいがある児童、知的障がいがある児童又は精神に障がいのある児童。

〔児童福祉法 第4条〕

#### （2）総人口・年齢区分別人口の推移

平成7年からの人口推移を見ると、平成27年までの20年間で人口は、143,974人から121,583人と22,391人減少し、15歳未満の人口も23,337人から13,750人に激減しています。高齢者人口は30,880人から40,468人に増え、高齢化率も21.4%から33.3%に増大し、少子高齢社会が着実に進行しています。（表1）

【表1】年齢3階層人口推移（単位：人・%）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	143,974	140,825	135,722	127,642	121,583
15歳未満	23,337	20,286	17,951	15,840	13,750
15～64歳	89,757	84,860	79,283	72,936	67,024
65歳以上	30,880	35,564	38,022	38,622	40,468
高齢化率(%)	21.4	25.3	28.0	30.3	33.3

資料：国勢調査（10月1日現在）

※平成12年、17年、22年、27年の調査では、年齢不詳があったため合計が総人口に一致しない。

### （3）障がい者手帳所持者数の推移

#### ①身体障がい者（児）の状況

平成28年度末現在の身体障害者手帳所持者数は、5,449人で、平成24年からの5年間の推移をみると、やや減少傾向にあります。（表2）

平成28年度末の年齢構成別では、18歳未満が全体の1.7%、18歳以上は全体の24.3%、また65歳以上は全体の74.0%を占めています。（表3）

障がい等級別に見ると、平成28年度末現在では「1級・2級」の重度障がい者が全体の44.7%となっています。過去5年間と比較して、どの等級においてもほぼ横ばい傾向にあります。（表4）

障がい種別では、肢体不自由が全体の57.6%と半数以上を占め、以下、内部障がい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がいの順となっており、平成24年度以降、同様の傾向となっています。（表5）

【表2】身体障害者手帳保持者の人口に占める比率（単位：人・%）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	126,589	126,162	124,663	122,919	121,411
身体障害者手帳保持者数	5,921	5,844	5,679	5,543	5,449
割合	4.67	4.63	4.56	4.51	4.49

（人口は各年度10月1日現在）資料：一関市

【表3】年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	93 (1.6)	92 (1.6)	97 (1.7)	98 (1.8)	90 (1.7)
18歳～64歳	1,568 (26.5)	1,397 (23.9)	1,431 (25.2)	1,346 (24.3)	1,322 (24.3)
65歳以上	4,260 (71.9)	4,355 (74.5)	4,151 (73.1)	4,099 (73.9)	4,037 (74.0)
合計	5,921	5,844	5,679	5,543	5,449

（ ）内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：岩手県

【表4】 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級(重度)	1,725 (29.5)	1,692 (29.8)	1,663 (30.0)	1,636 (30.0)
2級(重度)	896 (15.3)	854 (15.0)	831 (15.0)	801 (14.7)
3級(中度)	920 (15.7)	903 (15.9)	871 (15.7)	852 (15.6)
4級(中度)	1,350 (23.1)	1,295 (22.8)	1,280 (23.1)	1,274 (23.4)
5級(軽度)	589 (10.1)	578 (10.2)	555 (10.0)	543 (10.0)
6級(軽度)	364 (6.3)	357 (6.3)	343 (6.2)	343 (6.3)
合計	5,844	5,679	5,543	5,449

( )内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

【表5】 障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	501	491	468	455	445
聴覚・平衡機能障がい	464	445	425	417	429
音声・言語・そしゃく障がい	57	56	59	59	59
肢体不自由	3,488	3,426	3,328	3,230	3,141
内部障がい※	1,411	1,426	1,399	1,382	1,375
合計	5,921	5,844	5,679	5,543	5,449

内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓障がいが含まれる。 資料:岩手県

## ②知的障がい者（児）の状況

知的障がい者（児）の療育手帳所持者は、平成28年度末現在1,251人で、平成24年度からの5年間の推移をみると、増加傾向にあります。（表6）

等級別にみると、「A」は全体の32.1%、「B」は67.9%となっています。また、「A」「B」手帳保持者数の全体の約16.2%が18歳未満です。（表7）

【表6】 程度別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A(重度)	387 (34.7)	395 (34.2)	406 (34.0)	402 (32.7)	401 (32.1)
B(中軽度)	727 (65.3)	760 (65.8)	789 (66.0)	827 (62.3)	850 (67.9)
合計	1,114	1,155	1,195	1,229	1,251

( )内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

【表7】 平成28年度程度別・年齢別療育手帳交付状況（単位：人）

	18歳未満	18歳以上	計
A(重度)	64	337	401
B(中軽度)	139	711	850
計 (割合)	203 (16.2)	1,048 (83.8)	1,251 (100)

( )内は合計に対する割合(%) 資料:一関市

### ③精神障がい者の状況

精神障がい者については、医療機関利用等による入院者（措置入院・医療保護入院）及び自立支援医療（通院公費負担）の受給状況により把握しています。平成28年度末現在の自立支援医療（精神通院）受給者は1,674人で、年々増加傾向にあります。（表8）

精神障がい者保健福祉手帳保持者数の数は、平成28年度末現在1,015人で、平成24年度と比較すると141人の増加となっております。等級別では1級が全体の38.5%、2級が49.6%、3級が11.9%の割合となっております。（表9）

【表8】 精神障がい者の受診状況の推移（各年度末現在 単位：人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入院	措置入院	3	5	1	1	0
	医療保護入院	82	88	81	75	85
通院	自立支援医療	1,537	1,566	1,599	1,637	1,674

資料:一関市

【表9】精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	345 (39.5)	326 (39.1)	345 (41.0)	335 (37.8)	391 (38.5)
2級	423 (48.4)	416 (50.0)	402 (47.8)	441 (49.8)	503 (49.6)
3級	106 (12.1)	91 (10.9)	94 (11.2)	110 (12.4)	121 (11.9)
計	874	833	841	886	1,015

( )内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：一関市

【表10】平成28年度等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳保持者数(年度末現在 単位：人)

	20歳未満	20歳～65歳 未満	65歳以上	計
1級	12	281	98	391
2級	23	407	73	503
3級	1	111	9	121
計	36	799	180	1,015
(割合)	(3.6)	(78.7)	(17.7)	(100)

( )内は合計に対する割合(%) 資料：岩手県

#### ④難病患者の状況

難病患者数(医療受給者数)※1は、平成28年度末現在998人となっています。対象疾病の追加や医療の進歩等により患者数は年々増加しており、平成24年度と比較すると92人の増となっています。(表11)

難病患者に対する支援は、国・県による原因究明や治療法の開発等又は医学・療養面からの支援、障害者自立支援法の福祉サービスの利用に加え、福祉サービスの対象外となる方々に対しては「生活の質」の向上という視点から居宅生活支援事業を行っています。(表12)

【表11】難病患者(医療受給者数)の推移(各年度末現在 単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	906	932	968	985(2)	998(2)

※( )は特定疾患医療費受給者数 資料：岩手県

【表12】在宅難病患者の居宅生活支援事業実施状況（各年度末現在 単位:人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ホームヘルプサービス	0	0	1
短期入所	0	0	0
日常生活用具	0		

資料:一関市

## ※1【難病患者】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病患者。平成29年4月現在330疾病が指定されています。

## 2 相談支援体制について

## (1)相談支援事業の実施状況

平成29年4月末現在、一関市の指定相談支援事業所数は11箇所、障がい者1万人に対して14.3箇所となり、全国、県平均を上回っています。また、相談支援事業※2の利用人数は、年々増加傾向にあります。(表13・14)

【表13】障がい者1万人あたりの指定特定相談支援事業所数（単位:人・箇所）

	障がい者手帳保持者数 (3障がい合計)	指定相談支 援事業所数	手帳保持者10,000人あたり の指定相談支援事業所数
一関市	7,715	11	14.3
岩手県	74,813	81	10.8
全国	7,113,677	8,684	12.2

※手帳所持数は平成29年3月末現在 資料:岩手県、一関市

指定特定相談支援事業所数は、岩手県と一関市は平成29年4月現在、全国は平成28年4月現在

【表14】障がい者相談支援事業の状況の推移（各年度末現在）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実人数	583	948	1,123	1,616	1,170
相談件数	9,861	13,716	10,523	10,875	12,814
委託先	5	6	6	7	9

資料:一関市

## ※2【相談支援事業】

障がい者、その保護者、介護者などから障がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を指定相談支援事業所が行っています。

## (2) サービス等利用計画作成利用状況

サービス等利用計画※3 作成利用人数は、平成28年度末現在で1,356人となっており、策定率は県平均と全国平均を上回っています。

(表15)

【表15】 サービス等利用計画作成利用状況 (人・%)

	対象者(A)	計画作成済人数(B)	策定率(B/A)
一関市	1,356	1,356	100.0
岩手県	13,359	13,325	99.7
全国	1,207,614	1,183,976	98.0

※平成29年3月末現在 資料:岩手県、一関市

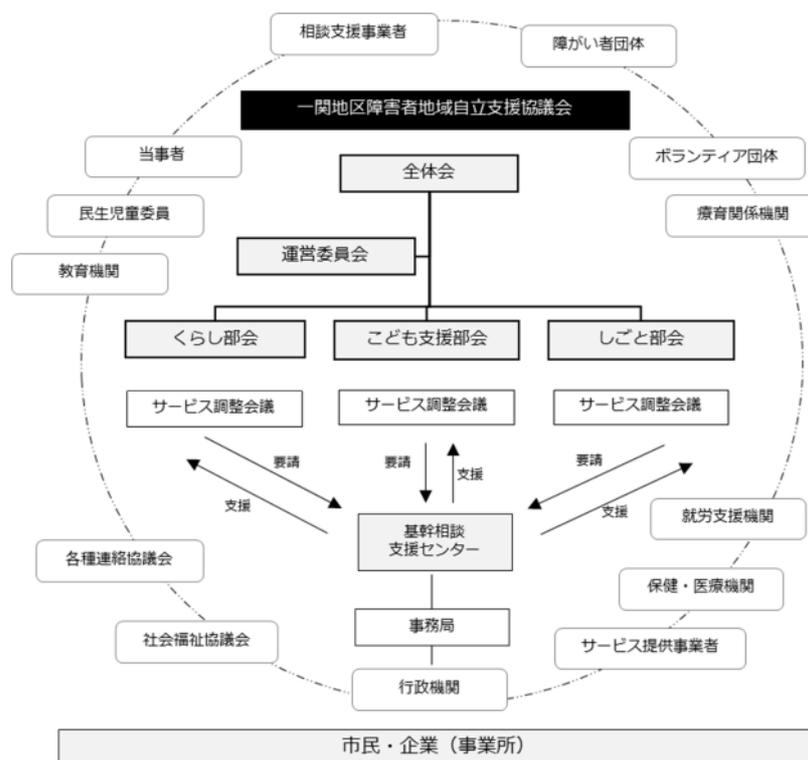
### ※3【サービス利用計画】

障がい者が福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者のニーズに基づき、利用する障がい福祉サービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画のこと。

## (3) 自立支援協議会設置状況

平成20年に相談支援事業等の障がい福祉に関する協議の場として、一関市、平泉町が協同で設置しました。事業主、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構築し、ネットワークを図っています。

全体会及び運営委員会のほか、暮らし部会、こども支援部会、しごと部会の3つの専門部会が設置されています。



### 3 保健・療育支援体制について

#### (1) 母子保健

母性及び乳幼児期の健康増進のために、妊娠初期からの母性相談・家庭訪問、乳児期及び幼児期の健康診査・健康相談・家庭訪問・療育事業などを医療機関等の関係機関と連携しながら一貫した母子保健事業を展開しています。平成19年度より、出生児の全家庭に保健師、助産師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、産婦のメンタルヘルスケアなどの子育て支援を展開しています。

出生数は減少傾向にあり、出生率は全国と比較し、低い状況にあります。(表16)

また、低体重児出生割合、乳児死亡率は、国・県と比較すると平成26年はやや高い状況にあります。

(表18)

【表16】 年次別出生数と出生割合 (単位:人・%)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一関市	出生数	817	799	754	709
	出生率	6.5	6.5	6.2	5.8
岩手県	出生数	9,276	9,231	8,803	8,814
	出生率	7.1	7.1	6.9	6.9
全国	出生数	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677
	出生率	8.2	8.2	8.0	8.0

※出生率は人口千人に対する人数 資料:岩手県、一関市

【表17】 年次別低体重出生数と出生割合 (単位:人)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一関市	出生数	81	68	85	69
	出生率	9.9	8.5	11.3	9.7
岩手県	出生数	863	893	858	810
	出生率	9.3	9.7	9.8	9.2

※低体重児:出生時の体重が2,500g未満の児 資料:岩手県、一関市

※出生率は出生千人に対する人数

【表18】 年次別乳児死亡率の推移 (単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一関市	0.0	0.0	2.7	1.4
岩手県	2.9	1.3	1.9	3.1
全国	2.2	2.1	2.1	1.9

※乳児死亡:満1歳未満の死亡 資料:岩手県、一関市

【表19】妊婦一般健康診査受診率（単位：％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診率	82.8	85.6	86.2	83.2

資料：一関市

【表20】乳幼児健康診査受診率(集団健診)（単位：％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
3ヶ月	98.7	99.1	96.4	98.5
9ヶ月	98.3	93.9	95.3	96.7
1歳6ヶ月児	98.6	97.9	98.1	98.8
2歳6ヶ月児	98.1	99.7	98.2	99.2
3歳児	100	96.7	100	98.5

資料：一関市

## （2）発達支援相談

発育・発達についての不安や心配のある乳幼児の保護者に対し、医師・児童心理司・言語聴覚士等の専門スタッフによる相談会を実施しています。相談後のフォローとして、医療機関受診・幼児ことばの教室・かるがも教室（早期療育事業）・教育相談及び就学への連携を図り、健全な発育・発達への支援、障がいの早期発見・早期療育への援助を行っております。

【表21】発達支援相談利用状況の推移（各年度末現在 単位：回・人）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	開催回数	相談数								
一関市	56	156	62	175	62	183	78	190	77	169
一関	35	72	38	73	38	70	48	86	46	81
花泉	0	14	0	21	0	26	0	16	0	16
大東	3	12	3	15	3	17	5	18	6	20
千厩	11	29	14	22	14	20	16	21	16	21
東山	2	9	2	10	2	12	2	10	3	9
室根	0	2	0	6	1	10	3	14	3	12
川崎	2	5	2	11	2	8	2	5	1	3
藤沢	3	13	3	17	2	20	2	20	2	7

資料：一関市

## (3) 一関市特別支援教育推進事業

一関市内の公立幼稚園・保育園、小・中学校及び私立幼稚園、私立保育園に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、特別支援コーディネーターによる巡回相談や専門家チームの相談など、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図っています。

【表22】 特別支援教育推進事業対象者の推移（各年度末現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
幼児(就学前)	754	759	820	732	671
児童(小学校)	635	679	732	766	713
生徒(中学校)	227	206	166	160	173
計	1,616	1,644	1,718	1,658	1,557

資料:一関市教育委員会

## (4) かるがも教室（障がい児早期療育事業）

さまざまな要因によりことばや精神及び運動面の発達に困難を抱えるお子さんに対し、早期に適切な指導・訓練、相談支援を行い、発育の支援と障がいの軽減を図る目的でかるがも教室を実施しています。平成22年度からは、千厩教室を開設しています。

その利用者は年々増加傾向にあり、サービス利用のニーズは高くなっています。

【表23】 かるがも教室利用状況の推移（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用児童数	60(19)	62(25)	55(15)	69(25)	92(43)

( )内は千厩教室 資料:一関市

## (5) 障がい児保育

心身に障がいのある幼児の発達を促すため、保育施設の人員配置や設備が整い、集団保育が可能かつ日々通所できることなどの一定の条件の下で、積極的に受け入れを行っています。

現在(平成29年度)、障がい児の受け入れを行っている施設は、私立保育園等7園、公立保育園等9園となっています。

【表24】 障がい児の受入数（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保育園	38	33	35	27	31

資料:一関市

## (6) 特別支援学級の就学状況

特別支援学級は、平成29年5月1日現在、小学校では33校中31校で設置され、68学級で難聴・知的障がい・肢体不自由・発達障がい※4の児童209人が学んでいます。中学校は17校中16校に設置されており、35学級で弱視・知的障がい・発達障がい・肢体不自由の生徒93人が学んでいます。

## ※4【発達障がい】

発達障がいとは、「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症、その他これに類する脳機能の障がいがある、その症状が低年齢において発病するもの」とされています。\_\_\_\_\_部分は次に説明。

## 【自閉症】

対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、限定した常同的な趣味、行動及び活動の3つの特徴を持つ障がいで、3才までになんらかの症状が見られるとされています。

## 【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことで特定分野において極めて高い能力や知識をもつことも多いといわれています。

## 【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

## 【学習障がい (LD)】

基本的には知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

## 【注意欠陥多動性障がい (ADHD)】

気が散りやすい、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

## 【高機能自閉症】

対人関係を作ることの困難、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的障がいの遅れを伴わないタイプの自閉症のことで。

## (7) 通級指導教室の状況

言語障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）及び同様の指導により改善が期待される状況の児童に対し、ことばの教室（言語障がい通級指導教室）や学習障がい（LD）等通級指導教室を開設しています。対象児童は、普通学級に在籍し、個々の状況に応じて必要な時間（1～5時間程度）、個別指導及びグループ指導を受けています。

【表25】 ことばの教室利用状況の推移（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置校数	11	11	11	11	11
利用人数	145	168	174	171	126

資料:一関市教育委員会

【表26】 学習障がい(LD)等通級指導教室利用状況の推移（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置校数	2	3	3	3	3
利用人数	25	27	28	30	38

資料:一関市教育委員会

## 4 障がいに配慮した医療制度について

## (1) 重度心身障がい者（児）医療の受給状況

重度の障がい者（児）の医療費の患者負担を軽減し、適切な医療を受ける機会を確保するため、医療費の助成を行っています。受給者数は減少傾向となっています。

【表27】 重度心身障害者（児）医療費助成受給者の推移（各年度末現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	3,383	3,310	3,254	3,211	3,162

資料:一関市

## (2) 自立支援医療（更生医療）給付状況

身体障がい者の職業能力の増進及び日常生活の向上のため、障がいの除去又は軽減を目的として、医療給付を行っています。

【表28】更生医療給付状況の推移（各年度末現在 単位:人）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入院	肢体不自由※	19	4	9	5	3
	内部障がい※	6	15	8	10	4
	その他※	1	7	13	5	6
入院外	肢体不自由	0	4	7	2	4
	内部障がい	29	4	6	5	3
	その他	4	11	7	7	9

※主な肢体不自由の対象医療・・・人工関節置換術等 資料:一関市

※主な内部障がいの対象医療・・・心臓機能障がい（弁置換術等）、じん臓機能障がい（人工透析療法、じん臓移植術、抗免疫療法等）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法等）

※その他の対象医療・・・視覚機能障がい（角膜移植手術等）、聴覚機能障がい（人工鼓膜等）、音声・言語障がい（口唇・口蓋形成術等）・免疫機能障害

### （3）補装具の給付・修理

障がい者（児）の身体の障がいを補い、日常生活や活動等の能力を高めるため、補装具の給付及び修理を行っています。

【表29】補装具費給付の実績（各年度末現在 単位:件）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい者	交付	167	156	131	193	127
	修理	115	132	143	121	130
	計	282	288	274	314	257
障がい児	交付	34	64	50	51	43
	修理	10	13	17	13	30
	計	44	77	67	64	73

※主な補装具・・・義肢・装具・歩行器・座位保持装置等（肢体不自由）、盲人安全つえ等（視覚障がい）、補聴器等（聴覚障がい）、車椅子（平行機能障がい・肢体不自由）等 資料:一関市

## 5 就労・社会参加活動について

### （1）障がい者の就労

平成24年から平成29年3月末までに福祉施設から一般就労した人は29人です。

障がい者の福祉的就労※5は、平成29年3月末現在で利用者は年々増加傾向にあります。

福祉施設においては、「岩手県障がい者工賃向上計画」に基づき、工賃の上昇を目指しております。両

磐地域の就労継続支援事業所等の平均工賃は、平成28年は平成24年より工賃がやや低い状況がみられます。ただし、両磐地域は岩手県の実績より工賃が高い状況です。(表30)

【表30】平均工賃目標額・実績額 (単位:円/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
両磐地域実績額	21,881	21,236	21,522	21,424	21,406
岩手県実績額	17,754	17,960	18,461	18,713	18,808
岩手県目標額	17,300	17,900	18,500	19,000	19,500

資料:厚生労働省、岩手県

#### ※5【福祉的就労】

「一般就労(企業的就労)」が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

## (2) 社会参加活動について

障がい者の趣味創作活動等を通じて、相互交流やふれあいを深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、サン・アビリティーズ一関において障がい者ふれあい事業や障がい者なかよしクラブで各種講座を開催しています。また、事業者への地域活動支援センター事業の委託を行っています。

健康づくり課及び各支所保健福祉課においては、精神障がい者がディケアなどの集団活動を通じて、対人関係の改善や社会参加の促進を目指す社会参加訓練事業を開催しています。

【表31】障がい者ふれあい事業(サン・アビリティーズ一関)実施状況 (各年度末現在 単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教室数	11	11	11	11	11
参加延べ人数	723	785	846	814	762

資料:一関市

【表32】地域活動支援センター委託事業所数 (各年度末現在 単位:箇所)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業所数	5	6	6	6	6

資料:一関市

## (3) 障がい者福祉乗車券交付状況

重度障がい者の社会参加の促進を図るため、バス・タクシー料金の一部を助成する福祉乗車券の交付を行っています。

【表33】 重度障がい者福祉乗車券交付状況（各年度末現在 単位:人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付対象者数※	952	968	950	943	948

※交付対象者・・・身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、重度の精神障がいの方（精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級） 資料:一関市

## 6 障がい福祉サービスについて

### （1）訪問系サービス

在宅でヘルパーの訪問を受けたり、外出時の介護を受ける支援を訪問系サービスとしています。サービス利用者は横ばい傾向にあります。

【表34】訪問系サービスの利用人数の推移（各年度末現在 単位:人/月）

サービス内容		平成25年度	平成28年度
居宅介護	ヘルパーが自宅での入浴・排泄及び食事の介助や家事援助を行う。	160	159
重度訪問介護	重度障がい者で常時介護を必要とする方に、自宅での入浴、排泄及び食事の介助や外出時の移動の介護を行う。		
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な支援や介護を行う。		
重度障害者等包括支援	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護等の複数のサービスを行う。		
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。		

資料:一関市

### （2）日中活動系サービス

施設で昼間の活動を支援するサービスを日中活動系サービスとしています。平成29年3月末において、生活介護の利用人数がもっとも多く、平成25年度と比較すると生活介護と就労継続支援A・B型において大きな利用の増加がみられます。

【表35】日中活動系サービスの利用者数の推移（各年度末現在 単位:人/月）

サービス内容		平成25年度	平成28年度
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排泄、食事の介護および創作的活動などの機会を提供する。	320	344
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある方が、地域で生活するために必要な身体機能や生活能力の向上を図るための支援を行う。	0	0
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや身体障がいのある方が自立した生活を送れるよう日常生活に関する訓練、助言や相談の支援を行う	9	8
就労移行支援	障がいのある方が一般就労を希望する場合に、就労に必要な機能及び能力の向上のために訓練を行う。	25	9
就労継続支援 A型	雇用契約に基づき、生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。	78	102
就労継続支援 B型	生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。	296	320
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理及び看護等を行う。	45	45
短期入所	自宅で障がいのある方を介護する人が病気などの場合、短期間、施設に入所して、入浴、排泄及び食事などの介護を行う。	42	44

資料:一関市

### (3) 居住系サービス

施設などを住まいの場として提供するサービスを行なっています。グループホームの開設に伴い、利用者数の増加がみられます。また、障がい施設への施設入所支援サービスは、入所者の地域移行・定着が進み利用人数の減少がみられます。

【表36】居住系サービスの利用者数の推移（各年度末現在 単位:人/月）

サービス内容		平成25年度	平成28年度
共同生活援助 (グループホーム)	地域にある共同生活を行なう居住で、夜間や休日において相談や日常生活の支援を行う。	150	157

宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある方に、食事などの日常生活能力を向上させる訓練や、相談支援を行う。	12	11
施設入所支援	障がい施設で入浴、排せつ及び食事の介護や生活に関する相談支援を行う。	232	231

資料:一関市

#### (4) 障がい児に対するサービス

障がい児または療育関係機関から療育が必要と認められた児童について障がい児施設に通所しながら、日常生活の基本的動作や集団生活への適応訓練を行うサービスです。

市の早期療育支援体制の充実及び特別支援教育の整備に伴い、全体的に利用者数の増加がみられます。

【表37】障がい児に対するサービス（各年度末現在 単位:人/月）

サービス内容		平成25年度	平成28年度
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	108	143
放課後等 デイサービス	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを支援する。	101	110
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う。	6	31

資料:一関市

---

# 第2部

## 第3期障がい者福祉計画

---



## 第1章 障がい者福祉計画について

### 1 計画の基本目標

#### 「 共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり 」

障がい者福祉計画は、障がい者施策の基本理念により基本目標と基本的施策の方向性を定め、障がい者の施策に関する基本的な計画となります。

この計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものです。

### 2 計画の対象者

この計画は、障害者基本法に基づく身体障害、知的障害、精神障害、難病患者に対する医療等に関する法律に基づき指定される難病患者、発達障害者支援法による発達障害、高次脳機能障がいなど、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。また、地域共生社会実現に向けては、すべての市民の理解と協力が必要となるため全市民を対象とします。

### 3 基本的施策の方向性

#### (1) 権利擁護・相談支援体制の充実

障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を支援しながら相談支援体制の充実を図ります。

#### (2) ライフステージに応じた支援

保健、教育、医療等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ、適切な支援を受けられるよう体制の充実を図ります。

#### (3) 自立と社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。

#### (4) 安心して暮らせる地域づくり

障がいの有無に関わらず、地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても、生命・身体の安全確保が図られるよう支援体制の整備に努めます。

4 施策推進の体系

【基本目標】	【基本的施策の方向性】	【施策の具体的推進方向】	【項目】
<p>「共に支え合おう くまがきやまの はなはなを つなぐの郷 にへん」</p>	1 権利擁護・相談支援体制の充実	1-1 権利擁護	(1) 不利益な取扱いの解消 (2) 合理的配慮の提供 (3) 虐待防止 (4) 福祉サービスの利用援助
		1-2 相談支援体制の充実・強化	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域自立支援協議会の充実
		1-3 多様な障がいへの対応	(1) 発達障がい者（児）への対応 (2) 難病患者等への対応 (3) 高次脳機能障がい者への対応 (4) 高齢障がい者への対応
	2 ライフステージに応じた支援	2-1 乳幼児期	(1) 早期療育の場の拡充 (2) 家族支援
		2-2 学齢期	(1) 特別支援教育の充実 (2) 生活支援
		2-3 成年期	(1) 生活基盤の拡充 (2) 就労支援の充実
		2-4 高齢期	(1) 相談支援体制の充実
	3 自立と社会参加の促進	3-1 就労の場の確保	(1) 一般就労機会の拡大・定着支援 (2) 働きやすい環境づくりの推進 (3) 福祉的就労の場の拡充 (4) 工賃水準の向上
		3-2 社会参加の促進	(1) 活動・交流の場の確保 (2) 障がい者団体・家族会への支援
		3-3 市民理解の促進	(1) 心のバリアフリーの推進 (2) 福祉教育の推進
		3-4 情報提供の充実	(1) 福祉・情報機器の利用促進 (2) 障がいに配慮した情報提供の充実
	4 安心して暮らせる地域づくり	4-1 障がい福祉サービスの充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 在宅福祉サービスの充実 (4) 住まいの場の充実
		4-2 医療の充実	(1) 障がい者に配慮した医療の提供 (2) 精神障がい者への適切な医療の提供
		4-3 地域移行の推進	(1) 施設・病院からの地域移行の推進
		4-4 地域生活を支える担い手の確保	(1) ボランティア活動等の推進 (2) 住民参加による生活支援の推進 (3) 地域生活を支える人材の育成・確保
		4-5 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	(1) 暮らしやすい住まいづくりの推進 (2) 活動しやすいまちづくりの推進 (3) 移動の支援
		4-6 防災・防犯対策の充実	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 消費者被害の救済と犯罪被害の防止

## 第2章 施策の展開

### 基本的施策1 権利擁護・相談支援体制の充実

#### 《現状と課題》

平成26年に批准された「障害者権利条約」と平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のもと今後の障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められます。虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組み、特に障がい者の相談支援体制の更なる充実が求められています。

#### 《重点施策》

障がい者の相談支援事業等を円滑に実施するとともに、障がい者の権利を守るため、差別や虐待を防止し、苦情解決に努めます。

#### 1-1 権利擁護

##### (1) 不利益な取扱いの解消

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」※6や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※7の基本理念や考え方の普及に努め、障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び合理的配慮の提供に関する啓発を図ります。
- 成年後見制度※8の普及啓発を図るとともに、市民後見人の育成支援を推進します。
- 障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等に起因する不利益な取扱いを解消するため、その相談に応じ、県、福祉関係団体及び支援者等と緊密な連携を図りながら、個別事案の解消に向けた調整を行います。

#### ※6【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めています。通称 差別解消法 平成28年4月施行。

#### ※7【障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例】

岩手県では、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すための条例を制定。平成23年7月施行。

#### ※8【成年後見制度】

家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の不動産や預貯金などの財産を管理することや、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶことなど、法律行為全般を行います。

##### (2) 合理的配慮の提供

- 障がい者が福祉、教育、選挙等あらゆる行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する一関市職員対応要領」に基づき、障害に対する職員への理解促進を図ります。

## (3) 虐待防止

- 「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者虐待に関する通報や届出を受け付け、障がい者及び養護者に対する相談・助言を行う窓口を市に設置し、「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たします。

## (4) 福祉サービスの利用援助

- 自分ひとりの判断では契約が困難な障がい者の権利を守るため、一関市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業※9の利用を促進します。
- 障がい者等が必要なサービスを受けられるよう、各種制度や福祉サービスなどについて、ガイドブック、広報、ホームページ等により、分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めます。

## ※9【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な方や生活に不安がある方に対し、利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行います。当市では一関市社会福祉協議会に配置された専門員が利用者に即した支援計画を作成し、利用者と契約を結んだ後は、生活支援員が利用者の生活のサポートをします。

## 1-2 相談支援体制の充実・強化

## (1) 相談支援体制の充実

- 障がい者や家族が、より身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定相談支援事業者に事業を委託し相談支援事業の充実を図ります。
- 一関市社会福祉協議会に委託して、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がい者をピアカウンセラー※10を配置し、各々の障がいに特有の問題や生活技術について、自身の経験等をもとにした相談や助言を行います。
- 相談支援事業所に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を促進し、支援が困難な事例への対応や相談支援事業者等に対する専門的な立場での指導・助言を行い、相談支援機能の強化を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」について、その機能を十分発揮するよう関係機関の連携を図ります。
- 身近な地域で障がい者の相談に応じる、(身体・知的)障がい者相談員※11や民生児童委員の活動内容の周知と利用促進を図ります。
- 障がい者相談員の研修を定期的に行い、相談員の資質の向上に努めます。

## ※10【ピアカウンセラー】

障がい者の立場を理解しやすい障がい者自身が、同じ障がいをもつ者の相談に応じ、家庭や社会生活の悩みや問題の解決を図るときの、その相談に応じる人をいいます。

## ※11【障がい者相談員】

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者をいいます。身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員と知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員があります。

## (2) 地域自立支援協議会の充実

- 相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関、障がい者団体などで構成する「一関地区障害者地域自立支援協議会」を平泉町と共同で設置し、圏域全体の相談支援体制や障がい者の地域移行、早期療育支援体制の整備、多様な就労等を支援する方策などの検討を進めることにより、障がい者が住みなれた地域で安心・安全に暮らせる地域社会の実現

を目指します。

- 対応が困難な事例に関してサービス調整会議を開催し、個々のケースに基づく地域課題について関係機関で情報の共有を図り、課題解決に向けた地域のネットワークを構築し、障がい者支援体制の中核的な役割を果たしていく体制づくりに取り組みます。

### 1-3 多様な障がいへの対応

#### (1) 発達障がい者（児）への対応

- 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がい者（児）と家族に早期からの相談支援を行うため、岩手県立療育センターの周知と利用促進を図ります。
- 岩手県立療育センターの指導や助言を受けながら、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による地域支援ネットワークの構築を目指します。
- 乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期のライフステージに応じたきめ細かな施策を展開します。

#### (2) 難病患者※12 等への対応

- 症状の変動などにより身体障害者手帳の取得に至らない難病患者等に、家庭訪問・相談支援事業等を通じて、医療・福祉に関する情報提供を行い、障がい福祉サービスの提供を図るなど、長期療養を必要とする難病患者を支援します。
- 医療機関、保健所等との連携を図り、療養を支援する体制の充実に努めます。

##### ※12【難病患者】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病患者。平成29年4月現在330疾病が指定されている。

#### (3) 高次脳機能障がい※13 者への対応

- 在宅の高次脳機能障がい者に対し、障がい者指定相談支援事業所や医療機関、保健所等との連携を図りながら、医療・保健・福祉に関する情報の提供や相談に応じます。
- 高次脳機能障がい者の経済的負担が軽減されるよう、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金、特別障害者手当、重度心身障害者（児）医療費助成の周知及び症状に応じた制度の活用を支援します。
- 高次脳機能障がい者地域支援体制整備事業により、関係者会議や高次脳機能障がいに関する研修会等を開催し、障がい特性の理解や相談支援の充実に努めます。家族や市民への普及啓発に取り組み、高次脳機能障がいの正しい理解の促進に努めます。

##### ※13【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいとは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障がいや、「約束を忘れてしまう」「何度も同じ事を繰り返し質問する」等の記憶障がい、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障がい、「子供っぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障がいなどが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

#### (4) 高齢障がい者への対応

- 障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが優先される原則ですが、利用者負担の問題等、介護保険サービスへの移行は進まない現状です。関係者間の連携・調整により円滑な移行に取り組みます。

## 基本的施策2 ライフステージに応じた支援

### 《現状と課題》

乳幼児期は、生活習慣や人格形成において基盤となる大変重要な時期です。この時期の保護者の果たす役割も大変大きいといえます。障がいや発達に不安や心配のある子供に対しては、早期に必要な治療と指導・訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが求められます。保護者に対しても障がいを受容し、子供の心と体の発達を促す適切な関わりができるよう支援します。

学齢期は、学校などにおける集団生活を通して知識や技術を身に付け将来の社会的自立に向け人格を形成していく学びと成長の時期です。学校教育においては、障がいの特性を含む児童・生徒の個性を尊重した教育が必要です。障がいのある子供が学校を卒業して、本人の意思や能力に応じた進路が選択できるように支援するとともに福祉的就労から一般就労への移行を推進する必要があります。

成年期は、社会的・経済的な自立を目指すとともに多くの人や社会と関わりながら自己実現に向け人生を歩んでいく時期です。この時期では不慮の事故や病気により障がい者となったり、また、発達障がい等により仕事や集団での行動に適応が困難になる人もいます。そのため、障がいのある人自立した社会生活を送るために、状況に応じて就労や福祉サービスの利用などが必要です。

高齢化した障がい者の活動の場や住まいについて、介護保険サービスとの連携・調整も課題となっています。障がいの特性や今までの生活を考慮した支援が必要です。

### 《重点施策》

医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、ライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援を提供します。

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため障がい児福祉計画を策定します。

## 2-1 乳幼児期

### (1) 早期療育の場の拡充

- 障がいのある子供が身近な地域で安心して暮らせるよう保育園等において支援体制の整備拡大を図っていきます。
- 発達に支援を必要とする子供に対して、日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう療育指導に取り組みます。
- 重度の障がい等の状態にある障がい児について、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う仕組みについて、国の制度創設により対応を進めます。
- 児童養護施設等における障がい児を対象とした保育所等訪問支援を国の制度創設により対応を進めます。

### (2) 家族支援

- 保護者の不安や負担の軽減を図るため、相談支援事業の充実を図ります。

## 2-2 学齢期

## (1) 特別支援教育の充実

- 障がいのある子供の可能性を最大限に引き出すために、通常の学校での指導、特別支援学級等の充実を図ります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒のため、特別支援コーディネーター※14 及び関係機関による組織的な取り組みを強化しながら、適切な教育的対応及び特別支援教育推進体制の充実に努めます。

## (2) 生活支援

- 地域で安心して暮らせるよう継続した相談支援体制に学校などの関係機関も参加して本人及び家族の課題解決を図ります。
- 卒業後の進路について、教育、障がい福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、安心して社会生活へすすめるよう支援します。
- 特別支援学校生徒を職場実習生として受け入れ、就業体験の機会を提供するとともに、就業に向けた技術の習得を支援します。

## ※14【特別支援コーディネーター】

特別な教育的ニーズのある児童への支援を効果的に行うため、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門チームとの連携、校内委員会での推進役等を行います。

## 2-3 成年期

## (1) 生活基盤の拡充

- 障がいのある人が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、支援の充実に努めます。
- 各種居宅サービスやグループホームの整備など、地域生活支援の拡充を図ります。

## (2) 就労支援の充実

- 障がいのある人が仕事を通して社会に参加し地域で自立した生活を送るために、障がい特性に応じた就労支援の拡充を図り、能力や適性に合った企業とのマッチングや就労後の定着支援を行います。また、障がい者が働きやすい職場づくりのために障がい者を雇用する市内事業所へ定期的な訪問等の支援を行います。

## 2-4 高齢期

## (1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活を送るために、障がいのある高齢者に適した支援体制やサービスを提供します。
- 障害のある高齢者や家族が身近に相談できる相談支援事業所の周知を図るとともに、活用を促進します。
- 介護保険が利用可能な方は、介護保険制度の利用を基本とし、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。
- 介護保険サービス事業所との合同の研修会を重ねるなど、関係者間の連携・調整により円滑なサービスの移行に取り組みます。

## 基本的施策3 自立と社会参加の促進

### 《現状と課題》

障がい者が就労することは単に経済的自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。それぞれの障がい特性に合わせた適切な就労の場を確保するとともに、就労が困難な障がい者に対しては、職業訓練を行い就労機会の拡大が求められます。また、常に介護を必要とする障がい者については、生産活動や創作的活動の機会が必要となります。

障がい者の社会参加促進については、市民の障がいに対する理解の促進も求められます。

### 《重点施策》

障がい者の自立支援のため、就労移行支援事業と労働施策の連携により、就労基礎訓練から就労後定着まで継続支援します。また、一般企業等への就労が困難な障がい者に対しては、福祉的就労により生産活動の機会を提供します。

また、各種イベント等を通じて障がいの理解促進を進めます。

### 3-1 就労の場の確保

#### (1) 一般就労機会の拡大・定着支援

- 就労移行支援事業所、障がい者就業・生活支援センター※15、ハローワーク、その他関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に応じた就労機会の拡大と就労後の定着を支援します。
- 事業主及び障がい者に対する雇用・就労支援制度の周知等により、障害者雇用率※16の達成と障がい者の雇用の拡大に向けた働きかけを行います。

#### ※15【障がい者就業・生活支援センター】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されている事業です。就職を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、労働、保健福祉、教育等の関係機関との連携の下に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の一体的な支援を行います。県から社会福祉法人に委託されています。

#### ※16【障害者雇用率】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合（民間企業の場合は2.2% 平成30年4月1日～）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならないこととされています。

#### (2) 働きやすい環境づくりの推進

- 雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について、制度の周知を図ります。

#### (3) 福祉的就労の場の拡充

- 一般企業への就労が困難な方に対して働く場を提供するとともに、就労継続支援事業所における商品開発や販路拡大など福祉的就労の場の整備・拡充を支援します。
- 知的障がい者の自立を図るため、一定期間、職親のもとで就職に必要な生活指導や技能訓練を受ける、職親委託事業を行います。

- 障がい者が農業の現場で働く「農福連携」の拡大を図り、障がい者の就労機会の増加と収入の向上を推進します。

#### (4) 工賃水準の向上

- 市役所等において開催する「ハートフルショップいちのせき」を支援し、障がい者施設で生産された製品のPRや販路拡大を推進します。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、一関市障害者就労施設等優先調達方針を策定し、庁内における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を進めます。

### 3-2 社会参加の促進

#### (1) 活動・交流の場の確保

- 障がい者の社会参加が促進されるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を実施し、社会参加の機会拡大と活動の場の確保を進めます。
- 障がい者が地域で様々な活動に参加し自立した生活ができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 行政施策等に障がい者の意向が反映されるよう、障がい者団体等との意見交換会の開催や各種協議会等への参画を推進します。

#### (2) 障がい者団体・家族会への支援

- 障がい者団体及び家族会と連携を図り、意見交換会や家族会への支援として家族教室を実施するほか相談会等を通じ、その活動を支援します。

### 3-3 市民理解の促進

#### (1) 心のバリアフリーの推進

- 「障がい者週間」（12月3日～9日）等の様々な機会を活用して、障がい者やボランティアが行っている活動を広く市民に紹介し、啓発活動の充実に努めます。
- 市民の精神保健福祉に関する正しい知識の普及のため、講演会やシンポジウム等を開催します。
- 障がいについての相互理解を深めるため、障がい者福祉まつりと健康スポーツフェアの共同開催や、産業まつりへの障がい者施設の出店を支援するなど、障がいに関する理解の促進に努めます。なお、健康スポーツフェアにおいては、障がい者と健常者との同一のルールで行う競技の実施により、障がい者と健常者との融合を図っていきます。
- 企業や高校生による福祉施設でのボランティア体験を推進します。協働推進の理念に基づき市職員も地域活動等に自主的に参加していきます。

#### (2) 福祉教育の推進

- 児童・生徒が、障がい者との交流を通じて、ボランティア活動や福祉、障がい者に対する理解がより深まるよう、福祉教育の取組みを支援します。

3-4 情報提供の充実

(1)福祉・情報機器の利用促進

- 身体障がい者（児）に福祉機器の普及を図るため、相談支援事業所等を通じて情報を提供します。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者が、パソコンを利用して情報の収集・活用ができるよう、障がいの特性に配慮したパソコン講習会を随時開催するとともに、市が実施する情報・意思疎通を支援する日常生活用具の給付に関する情報を提供し、利用の促進を図ります。

(2)障がいに配慮した情報提供の充実

- 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、一関市社会福祉協議会による手話通訳者等派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業を支援します。
- 視覚障がい者に対し民間団体が発行する点訳した広報、音訳した広報・新聞（地域欄）による情報提供を支援します。
- 障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当について、広報・ガイドブック等により周知を図ります。

## 基本的施策4 安心して暮らせる地域づくり

### 《現状と課題》

障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障がい福祉サービスの提供を図るとともにインフォーマルサービス※17も含めた社会資源を整備するなど、暮らしやすい地域社会の実現が求められています。医療との連携を密にし、障がいに配慮した医療の提供が必要です。

また、障がい者は、災害の発生や危険が迫っていることを認知し、安全な場所に避難する等の防災行動をとることが困難な場合が多いことから、災害時においても安心して生活を継続できるよう、必要な避難支援体制や避難後の救援体制を整備するため、社会福祉協議会などの福祉関係団体等との連携を図りながら、災害時要援護者支援の取組みを促進する必要があります。

#### ※17【インフォーマルサービス】

公的機関などにより制度に基づいて行われる公的なサービス（フォーマルサービス）に対し、近隣住民、ボランティアなどによって行われる非公的な援助などをいいます。

### 《重点施策》

障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域づくりをめざします。

## 4-1 障がい福祉サービスの充実

### (1) 訪問系サービスの充実

- 障がい者が自宅等で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実を図ります。
- 同行援護や行動援護のサービスについて、人材確保・育成など体制整備について事業主へ働きかける共に支援の充実に努めます。
- 重度訪問介護利用者が入院中の医療機関においても熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを医療従事者に伝達する支援を国の制度創設により対応を進めます。

### (2) 日中活動系サービスの充実

- 障がい者が必要な介護等を受けながら在宅で充実した活動ができるよう、日中活動の充実を図ります。
- より身近なところで生活介護、機能訓練、生活訓練などのサービスを利用することができるよう、介護保険法による指定通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所の障害者総合支援法による基準該当事業所としての活用を促進します。

### (3) 在宅福祉サービスの充実

- 訪問介護事業所や障がい福祉サービス事業所対象への研修等を通し人材の養成支援に努めます。
- 福祉事業所の職員確保について事業主へ働きかけると共に、支援の充実に努めます。
- サービス提供事業者と在宅療養支援診療所※18 や訪問看護ステーションなどとの連携を強化し、

医療的ケアが必要な在宅障がい者の介護と看護の充実を図ります。

- 障がいの特性に適合した福祉用具を支給し、利用者の状態の変化や一時利用に対応できる補装具の貸与方式について国の制度創設により対応を進めます。
- 医師が補聴器の装用が必要と判断する（但し、身体障害者手帳の交付の対象とならない聴力レベル）難聴児の補聴器購入に対し、経費の一部助成を行うことにより、コミュニケーションの向上を促進します。
- 障がい者の日中活動の場を確保するとともに、家族に対して在宅介護の支援を行います。

※18【在宅療養支援診療所】

24時間365日体制が可能で医師の往診や看護職員による訪問看護を行う診療所のことです。

(4)住まいの場の充実

- 地域における住まいの場であるグループホームの必要量の把握に努めます。また、重症心身障がいや自閉症など障がいの特性や障がい者の高齢化に対応した住まいのあり方を検討し、障がい者の望む地域生活の支援を行います。
- 重度の障がい等のため地域生活が困難な障がい者が安心して暮らすことができるよう、施設入所のために必要な支援を行います。

4-2 医療の充実

(1)障がい者に配慮した医療の提供

- 障がい除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる身体障がい者に対して、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。
- 重度心身障がい者（児）に医療費（保険診療）の自己負担分の一部を所得に応じて給付します。
- 障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者の方に対して、医師等を派遣して診査及び更生相談を行います。
- 在宅重度心身障がい者（児）の口腔ケアの充実に努めます。
- 在宅寝たきりで歯科治療が困難な方に歯科医師等が訪問し、検診及び治療を行います。

(2)精神障がい者への適切な医療の提供

- 在宅の精神障がい者について、自立支援医療（精神通院）の普及を図り、持続的な通院医療の確保に努めます。

4-3 地域移行の推進

(1)施設・病院からの地域移行の推進

- 地域生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を推進するため、一関地区障害者地域自立支援協議会くらし部会が中心となり、地域移行や地域定着の具体的な推進方策を検討します。
- 相談支援専門員、サービス管理責任者※19、精神科病院のケースワーカーなど、地域移行支援に関わる福祉・医療関係者等を対象とした地域移行の具体的な手法等にかかる研修等を通じて、その資質の向上と連携を図ります

- 障がい者の地域移行に関する理解促進を図るため、市民を対象とした講演会やセミナーを開催します。

※19【サービス管理責任者】

障がい福祉サービス利用者に効果的かつ適切なサービスを提供するために障がい福祉サービス事業所に配置されている者で、利用者のニーズを把握した上で支援計画を作成するとともに、提供したサービスの客観的な評価を行うことを職務としています。

#### 4-4 地域生活を支える担い手の確保

##### (1) ボランティア活動等の推進

- 社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター等と連携し、情報の収集・提供及びボランティア活動のコーディネート（調整・仲介）する仕組みづくりと障がい者自身もボランティア活動に参加できるような環境づくりを推進します。
- 視聴覚障がい者のコミュニケーション支援者を確保するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員の養成確保に努めます。
- 聴覚障がい者に対する理解を図るため、手話と要約筆記等の普及に努めます。

##### (2) 住民参加による生活支援の推進

- 障がい者や高齢者など、誰もが希望する地域でその人らしい自立した生活ができるよう、信頼と安らぎを互いに受けることができる人間関係を育みながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを進めます。
- 障がい者の日常生活の支援に必要なサービスについては、それぞれの地域において、各種の福祉サービスや保健・医療をはじめ、教育、労働等のネットワークを築きながら、既存制度による公的福祉サービスに止まらず、見守りや買い物支援などのインフォーマルサービスを含めたサービス提供の仕組みづくりを社会福祉協議会、民生委員協議会等と連携し進めます。

##### (3) 地域生活を支える人材の育成・確保

- 障がい者の生活を支える障がい福祉サービス事業所等の人材育成や離職防止に関する取り組みについて関係機関と連携し推進します。
- 社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターや市民活動センター及び県のNPO活動交流センター等と連携し、障がい者の様々な生活場面に関わり支援するボランティアの養成などに努めます。
- 障がい者の立場に立った支援が行われるよう、各種フォーラムや地域懇談会などの開催を通じて、地域住民の障がい者への理解を深め、地域生活を支える人材の育成を図ります。

## 4-5 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

## (1) 暮らしやすい住まいづくりの推進

- 障がい者にとって快適な住宅環境の整備のため、障がい者向け住宅の建設や民間住宅の改修ができるよう必要な情報を提供します。
- 障がい者等の在宅生活を支援し、居宅のバリアフリー化に対して助成する「一関市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」の周知と利用の拡大を図ります。

## (2) 活動しやすいまちづくりの推進

- 先導的に市の施設のユニバーサルデザイン化を行うとともに、商店等に対しても段差の解消、多目的トイレの設置等、障がい者に配慮した商店街の整備を呼びかけます。
- 障がい者が安全に歩行できるよう、歩道の整備や段差の解消、点字ブロックの敷設等、歩道の改善を図るとともに、電柱等の移設や埋設化の促進、不法に放置されている自転車等の撤去、信号機の音声装置の充実を関係機関に働きかけるなど、歩行者の安全を確保します。

## (3) 移動の支援

- 屋外での移動が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
- 同行援護や移動支援の円滑な実施に向けて、対応できる事業所・職員が確保されるよう、情報提供に努めると共に研修を通じた人材養成の支援に努めます。
- 社会福祉協議会が実施する外出支援サービスを支援し、在宅生活を支えるための事業の実施を促進します。
- 障がい者の外出を支援するため、福祉乗車券の支給・福祉有償運送※20の周知等を図ります。
- 円滑な移動の確保を促進するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
- 車いす使用者用駐車施設（車いす駐車区画）の適正利用を促進するため、県の「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の周知と利用促進を推進します。
- 身体障がい者の移動や日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬等）の情報提供に努めると共に、飲食店などの施設での身体障がい者補助犬の受入の理解促進を図ります。
- 障がい者に対する公共交通機関の運賃及び有料道路料金の割引制度の拡大について、周知を徹底します。

## ※20【福祉有償運送】

NPO法人や社会福祉法人等が国土交通省による自家用有償旅客運送の登録を受け、身体障がい者の方や要介護認定を受けた方等を対象に有償で行う移送サービスのことをいいます。

## 4-6 防災・防犯対策の充実

## (1) 災害時の支援体制の充実

- 災害の発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に誘導するなど、災害時において防災活動をとることができない、または困難な障がい者等（災害時要援護者）の安全を確保するため、具体的な支援策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるため

の指針とします。

- 災害情報の伝達や避難行動などについて、災害時要援護者へのきめ細かな支援が図られるよう、自主防災組織や消防団との連携など、災害時の支援体制づくりを進めます。
- 平常時から特別な支援が必要な障がい者が、災害時の福祉避難所として、バリアフリー化された社会福祉施設や公共施設、ホテル等の宿泊施設を活用して、避難後も必要な福祉サービスの利用や安心、安全な生活ができるよう、福祉避難所の設置を検討します。
- 身体障がい者等へ、緊急通報システム端末機、ペンダントボタン及び火災報知器を貸与し、急病、火災等の緊急時における通報手段の整備を図ります。
- 県の「障がいをもつ人たちの災害対応マニュアル」などを活用し、障がい別の災害対策の留意点等について、住民防災組織及び障がい団体等に対する周知に努め、障がい者の特性に合わせた救援活動が的確に実施されるよう支援します。
- 災害は多くの市民にとって大きな心理的負担を与え、とりわけ、障がい者は災害後の生活に適應することが難しく、ストレスの度合いが高い場合もあり、心身の疾患が悪化したり、新たに生じることがあります。大規模災害の発生時には、こうした変化に対応するため、保健所などと連携し、被災した市民などに対し災害時の心のケアを行います。

## (2)消費者被害の救済と犯罪被害の防止

- 複雑・多様化する消費者トラブルから消費者を救済するとともに、こうしたトラブルを未然に防止するため、障がい者の保護者及び福祉施設や地域の福祉関係者と、消費者行政、警察等の関係機関が連携し、消費者問題の早期解決及び情報共有を図ります。
- 安全な地域社会を創るため、防犯協会等と連携して防犯パトロールを行い、地域の防犯活動を支援します。



---

# 第3部

## 第5期障がい福祉計画

---



---

---

## 第1章 障がい福祉計画について

---

---

### 1 基本方針

- 「第5期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため、国の基本的な指針に沿って策定します。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定します。

### 2 基本的理念

- 市民が、障がいの有無や程度にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、共に支え合い、いきいきと暮らせるよう障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

#### ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がい者等が住み慣れた地域で、希望する暮らしをできる限り実現するために本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、必要なサービスや支援を受けることができるようサービス提供体制の整備を進めます。

#### ②障がい福祉サービスの一元化

- 積極的な人材育成や専門的な支援の質を高めていくため、各事業所と連携を図りさらなるサービスの充実を図るとともに、障がい児を含む難病や発達障がい、高次脳機能障がい者に対するサービス利用の周知に努めます。

#### ③地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障がい者の自立支援の観点から、病院や福祉施設から地域生活への移行や、地域生活の継続への支援(地域定着)について、課題を掘り起こすとともにニーズを数値化し、具体的な取り組みを推進します。また、就労支援等の課題に対応するため、関係機関の連携強化を高め、情報を共有するとともに、サービス提供体制の整備と障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

- すべての市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- 様々な分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制の仕組みづくりに取り組みます。
- 障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待等が行われないよう、「障がい」への理解・促進を図り、合理的配慮の提供に関する啓発を図ります。

## 第2章 第4期障がい福祉計画の実績について

### 1 平成29年度末における数値目標に対する達成状況

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行とは、障害者支援施設に入所している障がい者が施設を退所し、自らが希望する地域において必要なサービスを利用し、自宅やグループホーム、アパートなどで生活するものです。
- 平成29年度末現在の施設入所者数は、237人であり、基準日（平成25年度末）から▲5人の削減となり、当初の目標の223人を14人下回っています。
- 第3期から第4期における地域移行の目標値は9人でしたが、入所者数は14人の増となり、地域移行の困難さが読み取れます。
- 当地域では、入院施設のある精神科病院があることから、地域での受入条件を整えば退院可能な精神障がい者の地域移行にも対応しなければならない現状があります。目標数値の設定義務はありませんが、近年は、施設入所者と退院促進者の双方に対する受け入れ体制や支援が必要となり、国の指針に沿った目標達成が困難な状況になっています。
- 目標数値の達成状況は次のとおりです。

項 目	目標数値	実績見込	備 考
平成26年3月末時点入所者数(A)	232人	232人	平成25年度末時点入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	223人	237人	* 平成25年度末 232人 * 平成26年度末 234人 * 平成29年度末見込 237人
【目標値】削減見込(A)－(B) * (A)の4%以上削減を目標	9人	▲5人	入所者の実績は5人の増となる見込み
【目標値】地域生活移行者数 * (A)の8%以上を目標	18人	3人	平成29年度までに、施設を退所し地域移行する者の人数

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

- 第4期計画における福祉施設から一般就労への移行者は、平成29年度末見込で6人となっており、目標数値を達成する結果となっています。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会の「しごと部会」では、学校、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を密にし、特別支援学校卒業予定者の進路先の確保に取り組んでいます。また、企業、事業主への啓発活動として、職場開拓のための企業訪問や障がい者雇用に関する制度の周知を図るための事業に取り組みました。

●市では障がいの働く場を創出していくために、障がい者を対象とした非常勤職員の任用の取り扱いを定め、全庁的な就労支援に取り組むとともに、市民に対する就労継続事業所のPRと利用者の社会参加の場として、毎週2回市役所内での販売会「ハートフルショップ」を継続して実施しています。

●目標数値の達成状況は次のとおりです。

項 目	目標数値	実績見込	備 考
現在の一般就労移行者数	6人	6人	平成24年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】平成29年度年間一般就労移行者数(A) *24年度の2倍以上を目標	12人	7人	平成29年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 *(A)の対象者全てに関わることが目標	12人	7人	上記のうち障がい者就業・生活支援センターの支援を受ける者の数
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数(B)	25人	11人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業利用者数 *(B)の2割以上増加	30人	8人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業所数 *就労移行支援事業所数の5割以上	2か所	1か所	平成29年度末において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

## 2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況

- 障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、個々の障がい程度・介護者・居住等の状況を踏まえ、介護・就労・居住・相談支援などのサービスが提供されます。
- 平成29年3月末の障がい福祉サービス利用者の実人員は 1,430 人であり、障がい手帳所持者（7,715 人）の概ね 18.5%が利用していたことになります。
- 各サービスの達成状況は次のとおりです。

（各年度末現在 単位：時間、人/月）

①訪問系サービス							
サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護	時間	3,176	2,994	3,233	2,952	3,309	3,146
	利用者数	163	159	166	159	170	198

在宅でヘルパーの訪問を受けたり、外出時の介護を受ける支援を訪問系サービスとしています。

身体障がい者は7割以上が65歳以上のため、介護保険制度の要介護認定を受けた場合、身体介護や家事援助などのサービスは通常介護保険サービスが優先になります。介護保険でまかないきれない時間数や、障がい特性に応じた障がい福祉サービスにしかないメニュー（行動援護・同行援護）などの適切な支援が必要な場合は、障がい福祉サービスを利用することもできます。

平成29年度における利用者の割合は、身体44%、精神33%、知的23%となっています。

行動援護は、知的障がいや精神障がいにより、自立した行動が困難で常に介護が必要な方に、同行援護は視覚障がいの方が外出するときに必要な支援や介護を行うサービスですが、利用割合は3%にとどまっています。サービス提供事業者が少なく、利用者ニーズに対応できる人的体制が不十分な実態もあります。

（各年度末現在 単位：日数、人/月）

②日中活動系サービス							
サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	日数	6,900	6,694	7,000	6,736	7,100	7,047
	利用者数	345	331	350	344	355	372
自立訓練 （機能訓練）	日数	40	0	40	0	40	0
	利用者数	2	0	2	0	2	0
自立訓練 （生活訓練）	日数	180	117	180	145	180	149
	利用者数	15	7	15	8	15	9
就労移行支援	日数	515	347	555	149	595	233
	利用者数	26	18	28	9	30	19

サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
就労継続支援 (A型)	日数	2,331	2,207	2,640	2,190	3,024	2,362
	利用者数	111	102	126	102	144	116
就労継続支援 (B型)	日数	5,760	5,786	5,760	5,921	6,300	6,308
	利用者数	320	310	325	320	330	351
療養介護	利用者数	48	47	52	45	55	44
短期入所	日数	350	337	385	275	420	319
	利用者数	50	47	55	44	60	84

施設で昼間の活動を支援するサービスを日中活動系サービスとしています。生活介護と就労継続支援B型事業所の利用人数が多くなっており、利用者の受け入れもほぼ充足している状況です。支援学校卒業生の受け皿としての確保、障がい特性に応じた作業や支援のあり方が課題です。

短期入所にあっては、利用者数は計画を下回っていますが、推移から見ると伸びてきています。

概ねニーズに対応できていますが、障がい特性や程度によって緊急時の受け入れ体制が不十分であり、医療的ケアの提供ができないなど、一部の利用者ニーズに対応できない実態もあります。

(各年度末現在 単位：人/月)

③居住系サービス							
サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	150	152	160	157	180	157
宿泊型自立訓練	利用者数	15	15	15	11	15	11
施設入所支援	利用者数	232	232	228	231	223	237

施設などを住まいの場として提供するサービスを行なっています。

平成26年度より共同生活援助と共同生活介護のサービスが、共同生活援助(グループホーム)に一本化され、地域移行の受け皿として必要度が高くなっております。

資源の確保に向けては、施設の老朽化や関係法の規制、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化の課題も出てきています。

(各年度末現在 単位：人/月)

④相談支援サービス							
サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	利用者数	138	165	143	175	148	189
地域移行支援	利用者数	6	1	6	0	6	0
地域定着支援	利用者数	2	0	2	0	2	0

平成24年度から、障がい福祉サービス利用申請の際に「サービス利用計画案」の作成が必要となり、計画相談支援サービスの利用が伸びてきています。

スムーズな支援のために、適正な相談支援専門員の人材確保と、より質の高い支援が標準的に提供で

きるための人材育成が課題となってきます。

(各年度末現在 単位：日数、人/月)

⑤障がい児に対するサービス							
サービス種別	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	日数	330	309	345	343	360	312
	利用者数	110	129	115	143	120	125
放課後等デイサービス	日数	800	935	800	1,093	800	1,347
	利用者数	90	96	90	110	90	134
保育所等訪問支援	日数	20	25	20	32	20	24
	利用者数	20	23	20	31	20	23
福祉型児童入所施設	利用者数	10	17	10	18	10	14
医療型児童入所施設	利用者数	12	2	12	6	12	6
計画相談支援	利用者数	13	33	18	43	23	39

障がい児に対するサービスは、全体的に利用が伸びてきております。

今後も社会資源の安定的な供給が必要です。

### 3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況

- 地域生活支援事業は市町村事業であり、地域の特性や利用者の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開しているものです。
- 地域における相談支援体制の安定化を図るため、相談支援事業の委託事業所を拡充するとともに、平成26年度から相談事業の中核となる「基幹相談支援センター」を平泉町と共同設置し、きめ細かな相談支援体制を図ってきました。
- 各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度 単位：回数/年)

①理解促進研修・啓発事業（障がい特性に対する理解を深めるための研修・啓発）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	回数	1	2	2	2	2	2

(各年度 単位：団体・回/年)

②自発的活動支援事業（障がい者等、その家族、地域住民等による講演会等の自発的な取り組み）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自発的活動支援事業	実施団体	1	1	1	1	1	1
	回数	1	1	2	1	2	1

(各年度 単位：か所/年)

③相談支援事業（相談支援事業所に相談支援に関する業務を委託）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい者相談支援事業所	実施箇所	9	7	10	9	11	9
基幹相談支援センター	設置箇所	1	1	1	1	1	1
相談支援強化事業	実施箇所	3	2	4	2	5	2
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	0	1	0	1	0

(各年度 単位：か所、人/年)

④成年後見制度支援事業（申立ての費用や後見人報酬の全部または一部を補助する制度）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
成年後見制度利用支援事業	実施箇所	1	0	1	0	1	0
	利用者数	2	0	2	0	2	0

⑤意思疎通支援事業（意思疎通を図るための支援）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員・要約 筆記等派遣事業	実施箇所	1	2	1	2	1	1
	利用者数	15	14	15	18	15	15
手話通訳者設置事業	設置箇所	1	1	1	1	1	1
入院時コミュニケーション 支援事業	実施箇所	2	0	2	0	2	2
	利用者数	3	0	3	0	3	2

(各年度 単位：件数/年)

⑥日常生活用具給付等事業（身体や知的の障がいのある方の生活を容易にするための用具給付）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	給付件数	5	6	5	3	5	2
自立生活支援用具	給付件数	4	10	4	13	4	8
在宅療養等支援用具	給付件数	18	24	18	12	18	10
意思疎通等支援用具	給付件数	20	19	20	19	20	12
排泄管理支援用具	給付件数	5,537	3,151	6,788	3,174	8,322	3,250
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数	6	1	6	0	6	1

(各年度 単位：か所・人/年)

⑦手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員を養成するための研修業務を委託）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員養成研 修事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	受講者数	10	11	10	10	10	11

⑧移動支援事業（社会参加や屋外での移動困難者に対する外出支援）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援	実施箇所	8	7	8	6	8	6
	利用者数	87	68	95	68	101	78
	延べ 利用時間	4,145	3,942	4,096	2,970	4,252	1,238

(各年度 単位：か所・人/年)

⑨地域活動支援センター事業（在宅障がい者に対する小規模な機能訓練・社会適応訓練の場）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
市内利用	実施箇所	3	3	4	4	4	4
	利用者数	210	333	220	292	220	290
他市町村利用	実施箇所	3	5	3	2	3	2
	利用者数	3	3	3	5	3	3

(各年度 単位：か所・人/年)

⑩その他事業

ア) 訪問入浴サービス事業（訪問により居宅において入浴サービスを提供）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
訪問入浴	実施箇所	4	4	5	4	5	4
	利用者数	15	14	16	14	17	19

(各年度 単位：か所・人/年)

イ) 日常生活支援事業（障がい特性に応じた、日常生活上必要な訓練・指導などを行う）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
知的障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	30	25	30	24	30	24
視覚障がい者生活訓練事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	60	50	60	53	60	53

第3部 第5期障がい福祉計画

聴覚障がい者等生活支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	0
	利用者数	15	16	15	18	15	0
音楽療法・早期療育事業	実施箇所	3	3	3	3	3	3
	利用者数	1,400	1,470	1,400	874	1,400	900
精神障がい者社会訓練事業	実施箇所	8	7	8	7	8	7
	利用者数	800	830	800	782	800	800

(各年度 単位：か所・人/年)

ウ) 日中一時支援事業（介護者の一時的休息や就労支援のため、日中の一時預かりの場）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日中一時支援	実施箇所	10	9	10	11	11	11
	利用者数	67	78	75	69	80	86

(各年度 単位：か所・人/年)

エ) 巡回支援専門員整備事業（特別な支援を必要とする児童への支援等のため、市内の園への定期巡回相談等を行い早期療育の推進を図る）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
巡回支援専門員整備事業	実施箇所	—	1	—	1	—	1
	利用者数	—	76	—	71	—	70

(各年度 単位：回数/年)

オ) レクリエーション活動等支援事業（レクリエーションやスポーツに親しむ機会の場。）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
スポーツ・レクリエーション教室等開催	実施箇所	3	3	3	3	3	3

(各年度 単位：回数・人/年)

カ) 芸術文化活動振興事業（芸術文化等に親しむ機会の場の提供）

内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい者ふれあい事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	150	191	150	216	150	210
障がい者福祉まつり開催	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	700	2,700	700	1,000	700	1,500

キ) 点字・声の広報発行事業（広報の点訳や声の広報の発行）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
点字・声の広報等 発行	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	15	13	15	17	15	16

(各年度 単位：か所・人/年)

ク) 自動車運転免許取得・改造助成事業（身体に障がいがある方の免許取得及び自動車改造費の助成）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
運転免許取得助成	給付件数	2	2	2	2	2	2
自動車改造助成	給付件数	5	5	5	4	5	5

(各年度 単位：か所・人/年)

ケ) 知的障害者職親委託事業（登録事業主のもとで、生活指導・技能習得訓練を実施）							
内容	単位	27年度		28年度		29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
職親委託	実施箇所	5	5	5	5	5	4
	利用者数	6	6	6	6	6	5

## 第3章 第5期における成果目標の設定とサービスの見込み量

### 1 地域移行と一般就労移行の数値目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 国の方針では、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、「平成 28 年度末時点の施設入所者の 2%以上を削減」すること、「平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行」することが目標として設定されています。
- 福祉施設の入所者数について、本人及び介護者の高齢化等の課題が出てきており、専門的な支援が必要になるケース等施設入所に対する新たなニーズが発生してくることが予想されますが、国の指針に合わせ、平成 28 年度末と比較して 2%の削減となる 5 人 を目標人数とします。
- 地域生活への移行者数として、平成 28 年度末の施設入所者数の 231 人を基準とし、国の方針割合 9% を目標数値とすると、3 ヶ年で施設入所者の 20 人を地域移行させる目標となり、本人や家族等の意向や地域資源の受け入れ状況からみても、ニーズや実態と大きくかけ離れています。市内や近隣の精神科病院からの退院促進による地域生活への移行対応もあり、過去の実績推移等地域の実情に合わせた目標として、9 人（4%相当） を地域生活へ移行する目標人数と設定します。
- また、当地域には入院施設を伴う精神科病院があり、長期入院患者の地域生活移行への対応も大きな課題となっており、受け皿となるグループホームや入所施設、また、地域の受け入れに対する理解促進と、地域での支援体制の構築に向け関係機関と連携を図り積極的に取り組んでいきます。
- 以上のような状況を踏まえ、平成 32 年度末までの施設入所削減数と地域移行の目標を次のとおり設定します。

項 目	目標数値	備 考
平成 28 年 3 月末時点入所者数 (A)	231 人	平成 28 年度末の障がい福祉施設入所者数
平成 32 年度末の入所者数 (B)	226 人	* 平成 28 年度末入所者数 231 人 * 平成 29 年度末入所見込者数 237 人 * 平成 32 年度末入所見込者数 226 人
【目標値】削減見込 (A) - (B) * (A) の 2%以上削減を目標	5 人	平成 32 年度までに、施設を退所する者の人数 (国の指針:平成 28 年度末入所者の 2%以上削減)
【目標値】地域生活移行者数 * 過去の実績推移等の地域の実情 による目標 (A) の 4%相当	9 人	平成 32 年度までに、施設を退所し地域移行する者の人数 (国の指針:平成 28 年度末入所者の 9%以上削減)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、岩手県及び一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、計画の最終年までに協議の場の設置に努めます。

項目	目標	備考
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (平成32年度末までに協議の場を設置)	設置	国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）での協議の場の設置に向けて検討

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 国の方針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労への移行者数を、平成32年度末には「平成28年度実績の1.5倍以上」とすることが望ましいとしています。  
また、「就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者の2割以上増加」することを目標として設定しています。  
また、就労移行支援事業所の利用者の就労率が、利用者の3割以上となる事業所数を、事業所数の5割以上と設定しています。
- 市では、平成32年度末の福祉施設利用者から一般就労に移行する人を、平成28年度実績の4人から、1.5倍にあたる6人を目標人員として設定します。  
また、就労移行支援事業の利用者は、実施事業所定員数の状況を踏まえ、平成32年度末で平成28年度の実績9人の2割以上増加とした11人を目標人数として設定します。
- 市では、平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数を、平成28年度実績の同様に1か所に設定します。
- 「就労定着支援」は、平成30年度から新設予定のサービスで一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスですが、当市では、障がい者就業・生活支援センターの支援を受けている実績等より平成29年度の見込みを算出し、目標就労定着率を設定しました。就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）からの一般就労への移行のニーズを把握し、適切なサービス利用につながるよう事業所と連携しつつ、合わせて会社等に障がい者への理解促進や合理的配慮等の啓発を推進し、当市では、平成31年度及び32年度の1年後の職場定着率をそれぞれ70%と目標設定します。
- 以上のような状況を踏まえ、平成28年度における福祉施設から一般就労への移行目標を次のとおり設定します。

項 目	目標数値	備 考
平成 28 年度における一般就労移行者数	4 人	平成 28 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度末の一般就労移行者数 (A)	6 人	平成 32 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数。(国の指針: 28 年度の 1.5 倍以上)
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	9 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	11 人	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (国の指針: (B) の 2 割以上)
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数	1 か所	(国の指針: 平成 28 年度末において就労移行率が 3 割以上の移行支援事業所の数)
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業所数	1 か所	(国の指針: 平成 32 年度末において就労移行率が 3 割以上の移行支援事業所の数)
平成 29 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	63.4%	平成 29 年度末の実績見込み率
【目標値】 平成 31 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	70%	支援開始 1 年後の職場定着率 ※平成 30 年度は事業実施の初年度のため、目標値を設置しない。 (国の指針: 支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上)
【目標値】 平成 32 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	70%	(国の指針: 支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上)

#### (4) 地域生活支援拠点施設の整備

- 障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。居住支援機能（グループホームや障害者支援施設）と地域支援機能（生活介護・就労系・ショートステイ・相談支援）について、新規整備又は機能連携に基づく一体的な整備のあり方について、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、計画の最終年までの整備に努めます。

項 目	目標数値	備 考
地域生活支援拠点施設 平成 32 年度末までの整備か所数	1 か所	国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で 1 か所整備に向けて検討

## (5) 目標達成に向けた今後の取組み

- 地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉・労働・教育・医療等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠です。取組みを振り返り、不足していること改善できることを改めて確認する場として、一関地区障害者地域自立支援協議会の専門部会を中心に、公共職業安定所や特別支援学校、企業、医療機関等との連携を強化し情報の共有化や地域ネットワークの構築を図ります。
- 介護保険分野との連携が非常に重要となるため、介護保険制度利用に向けた課題解決のほか、支援事業者対象の合同研修や事例検討など、連携強化に向けた取組みを積極的に推進します。
- また、地域社会の障がい者に対する理解促進が重要であることから、市民への啓発や広報活動を積極的に行い、効果的かつ効率的な手法を積極的に取り入れながら地域協働による取組みにつなげるよう努めます。
- 福祉施設入所者等の地域移行に関する実態を把握するため、一関地区障害者地域自立支援協議会や福祉施設、医療機関等の関係機関と連携しながら定期的な意向確認に努め、ニーズを数値化し共有することで、具体的な事業展開に向けた取組みを積極的に推進します。
- 地域生活移行後の居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、地域生活移行後の安心した暮らしを支援するため、相談支援の提供体制の整備と充実を図ります。
- 就労支援については、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援や職場定着を図るための障害者就業・生活支援センターの支援を積極的に推進します。
- 市では、「一関市障害者就労施設等優先調達方針」を策定しており、毎年度調達目標額を設定し全庁的に優先調達の推進に取り組み、就労施設等における工賃向上など、障害者の経済的自立に向けて福祉的就労の充実を支援します。

## 2 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

### 【見込み量】

各種サービスの見込み量については、平成27年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、障がいのある方の誰もが、身近な地域で自立した生活が送れるよう、適正な資源開発も見据えながら見込み量を算出しました。

#### ①訪問系サービス

- 民間事業者の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の確保と充実を図ります。
- 医療的ケアや障がい特性に応じたサービスの提供の確保に努め、サービスの質的向上を図るため、定期的な研修の機会や情報を提供すると共に、積極的な受講について事業主に働きかけていきます。
- 同行援護や行動援護のサービスについては、受け入れ可能な事業所や資格のある人材に限りがあるため、人材育成など体制整備について事業主へ働きかけるとともに支援の充実に努めます。
- 「重度障害者等包括支援」は現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

(各年度末現在 単位：時間・人/月)

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護・重度訪問介護	時間	3,240	3,338	3,440
同行援護・行動援護				
重度障害者等包括支援	利用者数	220	250	280

#### ②日中活動系サービス

- 民間事業者の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や働くことができるように、各地域の状況や課題を把握し、サービスの向上に努めます。
- 自閉症及び医療的なケアを必要とする重度の障がい児・者の短期入所については、受け入れ可能な事業所や資格のある人材が少ないため、人材育成など体制整備について事業主へ働きかけるとともに支援の充実に努めます。
- 医療的ケアを必要とする在宅の超重症児（者）等の短期入所の受入体制の充実を図るため、県が指定した受け入れ事業所に対して短期入所受入体制支援事業費を給付することにより、超重症児者等の福祉の増進に取り組みます。
- 「就労定着支援」は、平成30年度から新設予定のサービスで一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。就労移行支援、就労継続支援A・B型のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況や一般就労への移行する方の把握をしながら、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保できるよう、国の制度創設により対応を進めます。

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	日数	7,258	7,476	7,700
	利用者数	394	418	443
自立訓練（機能訓練）	日数	40	40	40
	利用者数	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	日数	170	194	221
	利用者数	10	12	14
就労移行支援	日数	200	200	220
	利用者数	10	10	11
就労継続支援（A型）	日数	2,456	2,555	2,657
	利用者数	124	133	142
就労継続支援（B型）	日数	6,623	6,955	7,302
	利用者数	376	402	430
就労定着支援※ 【平成30年度から新設】	利用者数	—	—	—
療養介護	利用者数	45	45	45
短期入所	日数	320	320	320
	利用者数	80	80	80

※事業の詳細が現時点で不明のため、見込み量設定は未定です。

### ③居住系サービス

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、また、施設や精神科病院からの地域移行の推進を図るため、関係機関と連携を強化します。
- 重症心身障がい者や自閉症など、障がい特性に応じた支援が必要となるグループホームの必要性について、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心に、圏域のニーズを具体的に把握し必要性について検討していきます。
- 現在の施設入所者については、自立度合や本人ニーズを尊重しながら、地域移行の計画的な推進を図るとともに、地域での支援体制の理解促進を図ります。新規入所については、日中を通しての介護が必要で通所が困難な在宅障がい者に対して、適切な居住の場を提供できるよう努めます。
- 「自立生活援助」は、平成30年度から新設予定のサービスで、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等が、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応等、適切な支援を受けるサービスです。障害者支援施設やグループホーム等を利用している方、宿泊型自立訓練を利用している方より、利用ニーズを把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤を確保できるよう、国の制度創設により対応を進めます。

第3部 第5期障がい福祉計画  
(各年度末現在 単位：人/月)

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	160	163	167
宿泊型自立訓練	利用者数	10	8	7
施設入所支援	利用者数	234	230	226
自立生活援助※ 【平成30年度から新設】	利用者数	—	—	—

※事業の詳細が現時点で不明のため、見込み量設定は未定です。

④相談支援

- 計画相談支援の利用者数については、障がい福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会くらし部会において、相談支援専門員の連携を強化し、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう、基幹相談支援センターを中心とし、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 計画相談支援の適正な提供体制の確保のため、潜在的な相談支援専門員の活用や相談支援専門員研修への積極的な参加について、事業主に働きかけていきます。

(各年度末現在 単位：人/月)

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数	202	216	232
地域移行支援	利用者数	6	6	6
地域定着支援	利用者数	2	2	2

### 3 地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策

#### 【見込み量】

各種事業の見込み量については、平成27年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、新規事業の導入や既存事業の拡充などにより適正な見込み量を算出しました。

#### ①理解促進研修・啓発事業

- 障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」(コミュニケーション・建物の配慮・教育環境・固定観念など)の除去や、障がいの特性に対する理解を深めるため、研修・啓発活動を効果的に実施し地域住民への働きかけを強化します。福祉まつりと健康スポーツフェアを同時開催し、障がい者と健常者とのふれあいの機会を設け、「障がい」に対する理解の促進を図ります。

(各年度末現在 単位：回/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	回数	2	3	3

#### ②自発的活動支援事業

- 障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み(社会活動支援や地域住民等に向けた講演会や研修会の開催も含む)を支援します。

(各年度末現在 単位：団体・回/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施団体	1	2	2
	回数	1	2	2

#### ③相談支援事業

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、関係機関との連携をより一層強化するとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会の事務局を担い、効果的な運営に努めます。
- 基幹相談支援センターと相談支援委託事業所において、相談機能強化事業として社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な有資格者を積極的に配置し、支援が困難な事例への対応や相談支援事業者等に対する専門的な立場での指導・助言を行い、相談支援の強化を図ります。
- 障がい者や家族が、身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定相談支援事業者に事業を委託し相談支援事業の充実を図ります。

第3部 第5期障がい福祉計画  
(各年度末現在 単位：か所/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センター	設置箇所	1	1	1
相談支援事業	実施箇所	9	9	9
相談支援強化事業	実施箇所	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

- 知的障がい者又は精神障がい者であり、支援を受けなければ制度利用が困難である場合に、申し立て費用や後見人報酬の全部又は一部を補助する制度ですが、制度の周知が不足しており相談件数も少ない状況にあります。高齢者の関係機関等と、成年後見制度利用促進に関する研究会により、成年後見制度の普及の推進を図ってまいります。基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を図りながら、成年後見制度利用支援事業の広報・啓発に努め、障がい者の権利擁護を図ります。

(各年度末現在 単位：人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	2

⑤意思疎通支援事業

- 手話通訳者及び要約筆記派遣事業は、社会福祉協議会や障がい者団体と連携し、事業の広報に努め、登録者の増員を図るとともに、利用者ニーズに対応できる体制整備に努めます。
- 手話通訳者設置事業として、一関市福祉事務所内に継続して障がい者相談員1人を配置します。
- 重症心身障がい者（児）や自閉症など、意思疎通が困難な障がいのある方が入院した場合、医療従事者とのコミュニケーション支援員として、日常的に対象者との意思疎通に熟達しているヘルパーを一時的に支援員として派遣し、入院先のスタッフとの意思疎通の円滑化を図り、本人や家族の負担軽減を図っていきます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員・要約筆記等派遣事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	17	18	18
手話通訳者設置事業	設置箇所	1	1	1
入院時コミュニケーション支援事業	実施箇所	2	2	2
	利用者数	3	3	3

## ⑥日常生活用具給付事業

- 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立の支援や社会参加が進むよう、適切な給付に努めます。
- 手帳交付時や相談支援専門員を通じ、利用者への周知を図ります。

(各年度末現在 単位：件数/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	8	8	8
在宅療養等支援用具	給付件数	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	給付件数	20	20	20
排泄管理支援用具	給付件数	3,315	3,381	3,449
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	6	6	6

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

- 手話奉仕員養成講座の実施について、講座日程やカリキュラムの工夫など、手話に興味関心のある方が受講しやすい講座とし、受講後においてもサークル等で継続して手話の普及啓発に取り組み、人材育成に努めます。

(各年度末現在 単位：箇所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成講座	実施箇所	1	1	1
	受講者数	11	11	11

## ⑧移動支援事業

- 地域における障がい者の自立した生活や社会参加のために、外出が困難な障がい者に移動のための適切な支援を行います。

(各年度末現在 単位：箇所、人、時間/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
移動支援	実施箇所	5	6	7
	利用者数	80	80	85
	延べ利用時間	1,300	1,300	1,400

## ⑨地域活動支援センター

- 障がい者の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの事業の充実に努めます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
市内利用	実施箇所	4	4	4
	利用者数	260	280	300
他市町村利用	実施箇所	3	3	3
	利用者数	3	3	3

## ⑩その他事業

## ア) 訪問入浴サービス事業

- 在宅で入浴することが困難な身体障がい者に対して、家庭に訪問し入浴サービスを提供すると共に事業所の確保に努めます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	4	4	4
	利用者数	20	21	21

## イ) 生活訓練等事業

- 障がい特性に応じ、自立生活に必要な訓練事業や早期療育事業を、関係団体と連携し実施します。
- 在宅の精神障がい者が気軽に集い、社会参加にむけた訓練の場を提供します。
- 支援ボランティアの高齢化に伴い、新たな人材の育成及びフォローアップ事業に取り組みます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
知的障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	30	30	30
視覚障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	55	56	58
聴覚障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	20	20	20
音楽療法・早期療育事業	実施箇所	3	3	3
	延べ利用者数	870	870	870
精神障がい者生活訓練事業	実施箇所	8	8	8
	延べ利用者数	800	800	800

## ウ) 日中一時支援事業

- 障がい者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援や一時休息等のために利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
日中一時支援	実施箇所	11	11	12
	利用者数	88	90	92

## エ) 巡回支援専門員整備事業

- 巡回支援専門員（幼児期特別支援コーディネーター）が、特別な支援を必要とする児童への支援内容の充実を図るため、市内の保育園等への定期巡回相談等を行い、専門家チームや関係機関との連携を強化し、児童の早期療育の推進を図ります。

(各年度末現在 単位：か所・回数/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
巡回支援専門員整備事業	実施箇所	1	1	1
	巡回回数	70	70	70

## オ) レクリエーション活動等支援事業

- 岩手県障がい者スポーツ大会のほか、障がい種別に応じたスポーツ教室やレクリエーションを開催し、障がい者にスポーツに親しむ機会を提供します。

(各年度末現在 単位：回/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
スポーツ・レクリエーション教室等開催	開催回数	3	3	3

## カ) 芸術文化活動振興事業

- 障害者ふれあい交流施設「サン・アビリティーズー関」の事業の充実を図り、利用者の声を反映させながら、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しくふれあい交流ができる機会を提供します。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
障がい者ふれあい事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	210	215	220
障がい者福祉まつり開催	実施箇所	1	1	1
	利用者数	2,000	2,000	2,000

## キ) 点字・声の広報発行事業

- 視覚障がい者のニーズを把握し、広報の点訳や声の広報を継続して行います。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
点字・声の広報等発行	実施箇所	2	2	2
	利用者数	20	20	20

## ク) 知的障害者職親委託事業

- 知的障がい者の生活指導や技能習得訓練等を支援する、熱意ある事業主の確保と事業の周知に努めます。

(各年度末現在 単位：か所・人/年)

内容	単位	30年度	31年度	32年度
職親委託	実施箇所	4	4	4
	利用者数	5	5	5

## 参 考

○訪問系	サービス内容
居宅介護	ヘルパーが自宅での入浴・排泄及び食事の介助や家事援助を行う。
重度訪問介護	重度の障がい者で常時介護を必要とする方に自宅での入浴、排泄及び食事の介助や外出時の移動の介護を行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な支援や介護を行う。
重度障害者等 包括支援	重度の肢体不自由で常時介護が必要な障がいのある方に、居宅介護等の複数のサービスを行う。
○日中系	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排泄、食事の介護および創作的活動などの機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある方が、地域で生活するために必要な身体機能や生活能力の向上を計るための支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや身体障がいのある方が自立した生活を送れるよう日常生活に関する訓練、助言や相談の支援を行う。
就労移行支援	障がいのある方が一般就労を希望する場合に、就労に必要な機能及び能力向上のための訓練等の支援を行う。
就労継続支援 A型	雇用契約に基づき、生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。
就労継続支援 B型	生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等の支援を行う。
就労定着支援 【新規】	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。
療養介護	医療と介護が必要な障がいがある方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理及び看護等を行う。
短期入所	自宅で障がいのある方を介護する人が病気などの場合、短期間、施設に入所して、入浴、排泄及び食事などの介護を行う。
○居住系	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域にある共同生活を行なう居住で、夜間や休日において相談や日常生活の支援を行う。
宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある方に、宿泊により食事などの日常生活能力を向上させる訓練や、相談支援を行う。

施設入所支援	障がい施設入所により、入浴、排せつ及び食事の介護や、生活に関する相談支援を行う。
自立生活援助 【新規】	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がい者で、一人暮らしへの移行を希望している方に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた・相談・助言等を行う。

○相談支援	サービス内容
計画相談支援（児・者）	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、面談等によりきめ細かく支援を行う。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。



---

# 第4部

## 第1期障がい児福祉計画

---



---

---

## 第1章 障がい児福祉計画について

---

---

### 1 基本方針

- 一関市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みとして導入するものであり、「第1期障がい児福祉計画」として、障がい福祉計画と一体的に策定いたします。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定します。

### 2 基本的理念

- 障がい児通所支援等における障がい児童及びその家族に対する支援について、障がい児本人にとって最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

#### (1) 障がい児支援の提供体制の構築

- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がい種別にかかわらず、必要なサービスや支援を受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。
- 既存の社会資源を最大限生かし、支援提供者に理解と協力をいただきながら、支援をすすめてまいります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

## 第2章 第1期障がい児福祉計画における成果目標の設定

### 1 障がい児支援の提供体制の充実

#### (1) 児童発達支援センターの設置

国の方針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

今後、国県の制度等の情報収集を図り、社会資源の掘り起こしや働きかけを行うとともに、一関市自立支援協議会をはじめとする関係機関等と連携を図りながら、圏域での設置に向けて検討してまいります。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	32年度末までに圏域（一関市・平泉町）で1か所設置に向けて検討

#### 【児童発達支援センター】

施設の有する児童発達支援の専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。調理室を整備し、食事を提供するなど条件があります。

#### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の方針では、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

当市では、保育所等訪問支援を利用できる事業所が2か所あり、目標を達成しています。

平成30年4月から児童養護施設等に入所している障がい児に対する支援と訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の指導等、対象が拡大することについては、国の制度創設により対応を進めてまいります。

項目	数値	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所	平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

#### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

国の方針では、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

当市では、既に1か所の事業所で設置されており、引き続き事業所継続について支援してまいります。

項 目	数 値	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1 か所	・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### (4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

国の方針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

当市では、県及び関係機関と連携を図りながら、対応を進めてまいります。

項 目	数 値	備 考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	30年度末までに圏域（一関市・平泉町）での設置に向けて検討

## 第3章 計画期間におけるサービスの見込み量

### 【見込み量】

各種事業の見込み量については、平成27年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、適正な見込み量を算出しました。

#### ①障がい児通所支援

- 児童発達支援は、未就学児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。事業の実施については、未就学児の検診時や保育所、幼稚園などの関係機関との連携を強化し、早期療育の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスは、就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。
- 保育所等訪問支援は、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門的な助言を行い、社会生活への適応を支援します。
- 障がい児の相談支援は、障がい児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保を図ります。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は、平成30年度に新規予定される事業で、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する事業です。

(各年度末現在 単位：日数・人/月)

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	日数	315	318	321
	利用者数	131	132	133
放課後等デイサービス	日数	1,616	1,940	2,328
	利用者数	159	190	226
保育所等訪問支援	日数	24	25	26
	利用者数	24	25	26
計画相談支援	利用者数	43	48	53
居宅訪問型児童発達支援 ※【平成30年度から新設】	利用者数	—	—	—

※事業の詳細が現時点で不明のため、見込み量設定は未定です。

## ②障がい児入所支援

●福祉型、医療型児童入所支援は、県で障がいのある子どもを措置及び契約入所を行い、社会生活への適応等を支援します。

(各年度末現在 単位：人/月)

サービス種別	単位	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児入所支援	利用者数	15	15	15
医療型障害児入所支援	利用者数	8	8	8

## 参 考

○障がい児福祉サービス	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを支援する。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う。
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
福祉型障害児入所施設	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

---

# 第5部

## 計画の推進

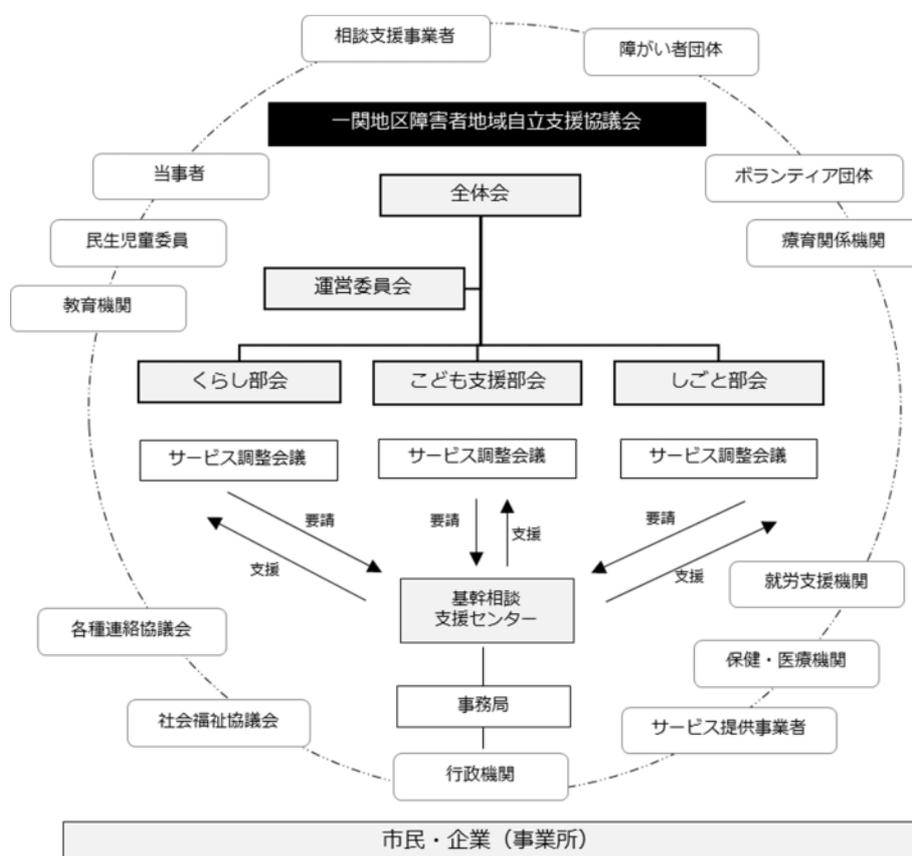
---



## 第1章 計画の推進体制

- これらの計画は、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もが等しくいきいきとその人らしい暮らしができる地域社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」理念に基づく施策を推進するものです。
- この計画の推進にあたっては、市、関係機関のみならず、市民、企業、サービス事業者、障がい者団体等の地域社会を構成しているすべての力を結集し、それぞれの役割を積極的に果たしながら互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。
- 市においては、庁内関係部局をはじめ全庁的に障がい者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、障がい福祉関係団体等の意見を聴きながら施策の推進にあたります。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況の点検や評価を行うとともに、地域の課題については、協議会の各専門部会において対応策を検討し、計画の着実な進展を目指します。
- また、近隣市町と協力し、広域的な調整を図りながら施策を推進して参ります。

### 【計画の推進体制図】





## 資料 ～アンケート調査概要報告～

## 1 調査の概要

## (1) アンケート調査の目的

一関市障がい者福祉計画の策定にあたり、障がい者（児）の日常生活、就労、社会参加等の状況やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とする。

## (2) 実施期間

平成29年8月23日～9月8日

## (3) 対象者

対象者人数は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者の10%とし、対象者は、居住地域、障がい種別・等級・年齢構成等を考慮し無作為に抽出しました。

- |             |      |
|-------------|------|
| ① 身体障がい者（児） | 574人 |
| ② 知的障がい者（児） | 132人 |
| ③ 精神障がい者    | 94人  |

※難病患者は上記①～③に含む

合計 800人

## (4) 配付・回収方法

郵送によるアンケート用紙の配付・回収をおこないました。

## (5) 回収状況

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ① 身体障がい者（児） | 380人（回収率：66.2%） |
| ② 知的障がい者（児） | 82人（回収率：62.1%）  |
| ③ 精神障がい者    | 68人（回収率：72.3%）  |

※難病患者は上記①～③に重複 19人

※各手帳の重複所持者あり

回答者合計 514人（回収率 64.3%）

## 2 調査結果

### (1) 住み慣れた地域で生活するために

#### ① 相談支援体制について

約7割の方が現在悩んでいることや相談したいことがあると回答しており、何かしら悩み事や相談事を抱えていることが分かります。

その内容は、「自分の健康や病気のこと」が最も多く、次いで「お金のこと（生活費など）」、「緊急時・災害時のこと」の順となっています。知的障がい者や精神障がい者ではこの他、「人間関係のこと」、「就職・仕事のこと」と回答した方も多くなっています。

また、悩んでいることを相談する相手については、「家族」又は「友人・知人」との回答を合すると約5割となっており、相談支援専門員、ヘルパー・ケアマネージャー、施設職員、医療機関等専門的な相談機関等を利用している方は約3割となっています。

障がいの種別や程度、家庭環境等に応じ、幅広い、多様な相談支援窓口が求められていることが読み取れます。

#### ② 権利擁護について

成年後見制度に関して、「名前も内容も知らない」と回答した方が約4割おり、「名前も内容も知っている」と回答した方は約3割となっています。

また、「名前を知っているが内容がわからない」と回答した方が約3割おり、制度利用のしかたと合わせて、障がい者の権利擁護に関する十分な周知が必要であることが読み取れます。

#### ③ 障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスを利用するうえで困っていることとして、約4割の方が、「サービスが複雑でわかりづらい」、「自分が何のサービスを利用できるのかわからない・どのように利用したらいいかわからない」と回答していることから、障がい福祉サービスの制度や内容の理解に苦慮していることが表れています。

障がい福祉サービスの制度の理解を深めるための情報提供や相談支援、そして個々のケースに応じたサービス提供といった細やかな支援を実施していくことが求められています。

#### ④ 地域生活について

これからどのように暮らしたいかという問いには「一人で暮らしたい」、「家族と一緒に暮らしたい」、「共同生活がしたい（グループホームなど）」を含めると約8割となっており、ノーマライゼーションの理念のもと地域での生活を希望する方の割合が高くなっています。

また、暮らしやすくするために必要なことについての回答には、炊事洗濯や外出の手助けなど日常生活の支援のほか、障がいに対する市民の理解を深めてほしいなど、多種多様な悩みを抱え、生活全般あらゆる場面で支援を必要としていることが読み取れます。

#### ⑤ 多様な障がいへの対応について

外出時に困ることとして、「緊急時に一人だと心配」と回答した方が多く、身体障がい者では「歩

道や建物の段差等)、知的障がい者では「周りの人に手助けを頼みにくい」こと、精神障がい者では「周囲の目が気になる」こと、難病患者では「トイレの利用」が特徴的な回答として挙げられています。

また、暮らしやすくするために必要なこととして、身体障がい者・精神障がい者では「手当など金銭的な援助を増やしてほしい」との回答が高くなっています。知的障がい者では「障がいがあっても働ける作業所や施設を増やしてほしい」が、難病患者では「バス・タクシーを利用したときの料金を助成してほしい」がそれぞれ高くなっています。

このことから、障がい種別により多種多様なニーズがあり、併せて障がいの程度や家庭環境等も個々に違いがあり、それぞれに応じた柔軟な対応が求められていることが分かります。

## ⑥ 高齢化への対応について

現在の生活において、何らかの形で援助・介護を受けている方が約8割にのぼり、このうち、障がい者の家族によって行なわれている援助・介護が約6割と大きな割合を占めています。

また、外出するときのおもな手段は「車（本人または家族の運転によるもの）」が多数で、通院頻度も月1回以上が全体の約6割にものぼります。

公共交通機関の充実を求める声が多く、高齢化・過疎化の進む当市において、住み慣れた地域で生活するうえでの課題であると言えます。

## (2) 自立と社会参加を促進するために

### ① 就労の場の確保について

現在仕事をしていますかの間に対しては、約5割の方が「会社・工場（一般就労）」、「施設・作業所（福祉的就労）」や「農業」、「自営業」等で働いていると回答しています。

一方、働いていない方の理由として、高齢であることを除くと、「病気や障がいのため」「働く場所が無い」を理由とした方がおります。

障がいのある人が就労するために必要な配慮については、「就労に関する相談支援体制の充実」と回答した方が約3割、次いで「職場での障がいに対する理解があること」、「障がい者向け求人情報の提供の充実」と回答しています。

暮らしやすくするために必要なことにおいて、「障がいがあっても働ける作業所や施設を増やしてほしい」、「会社などで働くことができるよう、訓練する場所や支援するところを増やしてほしい」といった回答もあることから就労の場を求めていることがうかがえます。

### ② 教育について

通園・通学者の内訳をみると約6割が「特別支援学校（小・中・高等部）」に通学していると回答しています。

通園・通学について困っていることとして、保護者の約2割の方が「通学時の送迎が大変」と回答しており、「進路指導が不十分」という回答も約1割ありましたが、「特に困っていることはない」と回答した方が約3割となっております。

特別支援学校を卒業後の進路については、個別に適正や能力を見極め、サポートしてほしいという保護者の希望がある一方、受け入れ先となる事業所の不足を指摘する声もあります。

## ② 社会参加について

外出の理由に関わらず約8割の方が週1回以上外出しており、外出するときのおもな交通手段としては「車（本人又は家族の運転）」が約5割、次いで「バス・タクシー」との回答になっています。

また、暮らしやすくするために必要なこととして、「外出（通院・買物・余暇活動）の手助け」、「公共交通機関を使いやすくしてほしい」、「障がいがあっても働ける作業所や施設を増やしてほしい」、「会社などで働くことができるよう、訓練する場所や支援するところを増やしてほしい」、「スポーツやレクリエーションの機会を増やしてほしい」等、自ら外に出て活動するために必要な項目が選択されています。

通園・通学児については、放課後や長期休暇（夏休みや冬休み等）の過ごし方で困っていることとして、「レクリエーション等の場が少ない」、「余暇支援が少ない」、「親子で参加できる活動の場がない」等の回答が見られ、参加型の活動機会が少ないと感じていることがうかがえます。

この他、外出するときに困っていることでは、全ての障がいで「緊急時に一人だと心配」との回答が多くなっています。障がい種別で見ると、身体障がい者では「歩道や建物での段差」や「トイレの利用」と回答した方が多く、知的、精神障がい者では「周囲の目が気になる」、「周りの人に手助けを頼みにくい」という回答が上位となっています。

こうしたことから、社会参加の促進には、障がい者にやさしい街づくりの推進や障がいについての市民理解を深める施策の実施を求められていることがわかります。

## ④ 情報提供について

成年後見制度に関して、「名前も内容も知らない」と回答した方が約4割を占め、制度が認識されていないことが読み取れます。

また、制度を利用したいかについては、「制度の内容がわからないが、詳しい内容を聞いてから考えたい」と回答した人が約2割となっていることから、制度に関する情報提供が求められています。

この他、障がい福祉サービスを利用するうえで困っていることとして、「サービスが複雑でわかりづらい」が約2割、「自分が何のサービスを利用できるかわからない・どのように利用したらいいかわからない」との回答が約2割となっており、さらに、障がいのある人が就労するために必要な配慮として、「障がい者向け求人情報の提供の充実」が、障がいのある人とない人が共に生きる社会づくりに必要なこととして「障がいに対する理解が深められるよう情報提供の充実」が、それぞれ求められています。

## (3) ひとにやさしいまちづくり

### ① 市民理解について

暮らしやすくするために必要なこととして、知的障がい者及び精神障がい者のそれぞれ約1割が「障がいに対する市民の理解を深めてほしい」と回答しています。

また、働きたいが働けない理由として「障がいへの理解度が低い」と回答した方が約1割となっていること、障がいのある人が就労するために必要な配慮として約2割の方が「職場での障がい理解があること」と回答しています。

学校教育のなかで、障がい者理解の教育を充実させてほしいという意見もあり、市民の障がい者

理解の促進を求めていることがうかがえます。

## ② 誰もが暮らしやすいまちづくりについて

外出するときに困っていることについて、身体障がい者に着目した場合、約3割が「歩道・通路の段差・障がい物」、「建物の階段・段差」に困ると回答している他、「トイレの利用」についても約1割の方が不便を感じているようです。

また、「バス・タクシー・電車の乗り降り」と回答した方を含めると約5割の方が住環境や生活環境に困っていると回答しています。

このことから、障がい者にやさしい環境づくりが求められていることが読み取れます。

## (4) よりよい保健医療体制をめざして

### ② 医療体制について

現在の通院状況では、週に1回以上通院している方が約1割、月に1回以上となると約6割になっています。通院の状況を年齢区分で見ると、年齢が高くなるほど通院する頻度が高くなっているようです。これは、障がいに関連する通院と障がいに関連しない他の病気によるものと想定されます。

また、医療を受けるときに困っていることとして、「医療費の負担が大きい」、「交通費の負担が大きい」、「病院への交通手段がない・不便」といった回答順になっており、地域における医療体制の充実が求められていることが読み取れます。

### ③ 地域リハビリテーション体制について

暮らしやすくするために必要なこととして、複数回答ながら「リハビリができる場所を増やしてほしい」と64人が回答しています。そのほとんどが身体障がい者や難病患者となっています。

また、現在の通院状況では、約8割の方が通院（リハビリを含む）していると回答しています。

これからどのように暮らしたいかについては、「一人で暮らしたい」、「家族と一緒に暮らしたい」等、地域で暮らしたいと考えている方が多くなっています。

## (5) 安心・安全な地域づくりのために

### ① 住民参加による生活支援について

外出するときに困っていることとして、「緊急時に一人だと心配」との回答が約2割になっている他、「周りの人に手助けをたのみにくい」、「周囲の目が気になる」と回答した方は合わせて約1割となっています。

また、暮らしやすくするために必要なこととして、「障がいがある人を助けてくれるボランティアを育ててほしい」「悩み事を相談できる人がほしい」と回答した人が約1割になっていることから、障がいに対する市民理解の促進と併せて人材の育成など住民、地域一体となった支援が求められています。

## ② 防災・防犯対策について

災害時の不安について、「避難場所で必要な医薬品や医療が受けられるか」「避難場所が障がいに対応しているか」が合わせて約 3 割となっています。また、「安全な場所に避難できるか」が約 2 割となっており、避難場所までの移動、避難場所での生活に不安があることがうかがえます。

また、「災害に関する情報を得られるのか」が約 1 割を占め、暮らしやすくするために必要なことでも「災害時に備え、避難場所や避難方法を教えてほしい」と回答している方もおり、災害時への備えや情報を求めていることが分かります。

## 3 調査結果を受けての考察

アンケートの回収率が、前回（平成 23 年度実施）と同様に 64%を超え、関心の高さがうかがえました。前回と同様に設問に対する回答を、複数回答可としたことで選択肢の広がりがあり、多くの項目を要望あるいは改善してほしいという回答者の意向が読み取れました。しかし、複数回答可としたことで、大まかな傾向を掴むことはできましたが、選択肢の中の順位付けが明確にならないという側面もありました。

自由意見の記載欄にも多くの声が寄せられ、傾向として、ハード面（施設の設置を要望する意見や構造物のバリアフリー化を求める意見）とソフト面（交通手段確保の問題や費用負担の軽減を求める意見）に大別することができました。また、障がいを理解する機会を設けてほしい、障がいのあるなしに関わらず、地域の誰もが共に暮らしていくべきという「地域共生社会の実現」を求める意見もありました。さらに、福祉サービスや様々な支援に対して、あるいは支援者への感謝の言葉を記載した回答もあり、関係者にとって大きな励みになるものです。

アンケート結果を今後の社会福祉事業の推進に反映させてまいるとともに、回答いただいたみなさまに御礼申し上げます。

